

三川町一般廃棄物処理基本計画

自 令和 3 年度

至 令和 1 2 年度

令和 3 年 3 月

山 形 県 三 川 町

目 次

第1章 計画の目的と地域の概況	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の対象区域と目標年次	2
4. 第4次三川町総合計画	2
5. 地域の概況	2
第2章 廃棄物処理の経緯	
1. 廃棄物処理法等の制定、改正の経緯	4
2. 廃棄物の定義	4
3. 本町の一般廃棄物処理の沿革	6
第3章 一般廃棄物処理の現況と課題	
1. 一般廃棄物の処理体系の現況	7
2. 分別排出及び収集運搬方法	8
3. ごみ処理量の推移	11
4. 適正処理にかかる実態と課題	12
5. ごみの減量化・再資源化及び適正処理における課題	12
第4章 基本計画と施策	
1. 処理基本方針	15
2. ごみ排出量の推計	15
3. ごみの減量化及び再資源化計画	18
4. ごみの適正処理計画	22
5. 分別排出及び収集運搬計画	22
6. 処分計画	26
7. その他本計画の推進に関し必要な事項	27
【資料】	
関係資料	29
関係例規等	42

第 1 章 計画の目的と地域の概況

1. 計画策定の趣旨

近年、経済活動の進展と生活様式の向上に伴い、廃棄物の量的な増大、質的な多様化が顕著であり、その適正処理が大きな課題となっている。

本町のごみ処理は、鶴岡市に業務委託をしており、鶴岡市クリーンセンターにおける「もやすごみ」の焼却、し尿処理施設での「し尿」及び「浄化槽汚泥」の処理、鶴岡市リサイクルプラザでの「資源ごみ」の中間処理、岡山一般廃棄物最終処分場で焼却残渣及び不燃残渣の最終処分を行い、町民の快適な生活環境の向上に努めている。平成 27 年度には、本町で一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和 2 年度までの目標をかかげ、廃棄物の適正処理と減量化に努めてきた。

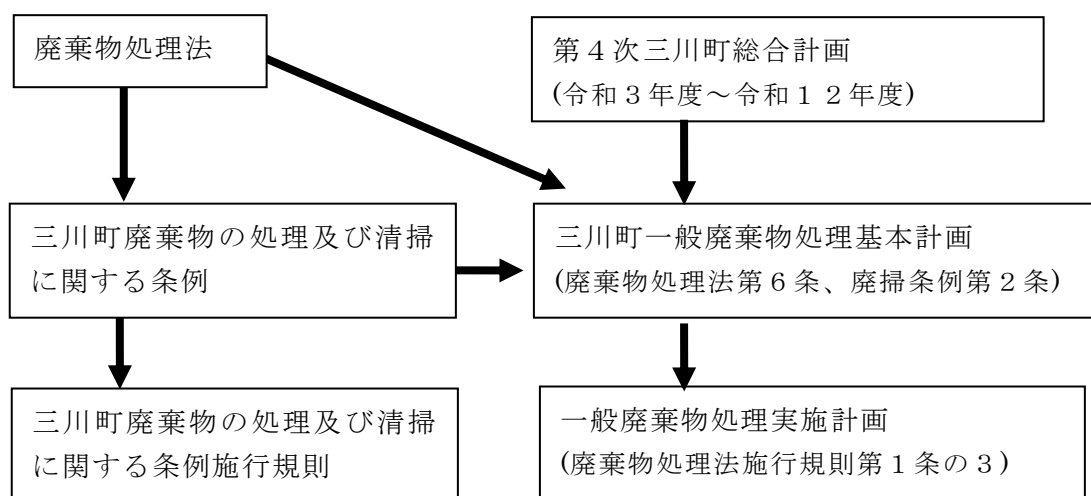
近年は、特に地球温暖化等の環境問題に対する関心が高く、廃棄物の適正処理における法整備が進む中、資源の有効活用、再資源化は大きな課題となっている。そのような中、将来のさまざまな変化や動向を予測した適正処理とごみ減量化をめざした計画が必要であり、令和 3 年度から令和 12 年度までの一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の策定を行うものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、計画の策定にあたっては、令和 3 年度を初年度としてスタートする「第 4 次三川町総合計画」（令和 3 年度～12 年度）の基本構想との整合性を図りながら、本町の今後の廃棄物の適正処理に関する長期的、総合的な指針となるものである。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」において定めるものとする。

【図 1】本計画の構成



3. 計画の対象区域と目標年次

本計画の対象区域は町内全域とする。また、目標年次は、第4次三川町総合計画の最終年度に当たる令和12年度とする。ただし、社会情勢の変動を考慮し、令和8年度以降の計画を令和7年度に見直しするものとする。

4. 第4次三川町総合計画

本計画の上位計画である「第4次三川町総合計画」において、将来像と分野別の基本目標を次のとおり掲げている。さらに、基本目標4の「自然と調和した住環境の整備」の項目では、「廃棄物の処理」や「環境対策」を掲げている。

【表1】第4次三川町総合計画の将来像と基本目標

【将来像】あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ
【基本目標】
1. 将来にわたって活躍できる人を育むまち
2. いつまでも健康で安心して暮らせるまち
3. 創造力にあふれ豊かさを実感できるまち
4. 未来に向かって継続し発展するまち

5. 地域の概況

(1) 自然環境

本町は、総面積33.22km²、東西約6.6km、南北約8.7kmに広がり、山形県の西北部、庄内平野のほぼ中央に位置し、鶴岡市、酒田市、庄内町に接し、北に山形県の母なる川最上川を隔てて鳥海山を仰ぎ、東に月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山、南には金峰、母狩の両山がそびえ、西は庄内砂丘、その後方には日本海が広がる風光明媚な地域である。

また、町の中央を赤川、東に藤島川、西に大山川が流れ、この「三川（さんせん）」の豊富な水に恵まれた肥沃な土地は、全国有数の穀倉地帯であり、町内面積の約67%は農用地となっている。

気象状況は、日本海の海洋性気候の影響を受けて夏は高温多湿であり、冬は北西の季節風が激しく、庄内地方特有の地吹雪が見られるが、積雪量は少ない状況にある。

河川の水質はいずれも環境基準を達成している。

(2) 社会状況

明治22年の町村制により横山村、東郷村、押切村となり、明治、大正、昭和と60年の歴史を経て、昭和30年1月1日に町村合併促進法に基づき三川村となり、明治から100年という記念すべき年の昭和43年6月1日に、町政を施行して三川町となった。

交通面では、庄内空港や日本海沿岸東北自動車道（東北横断自動車道酒田線）のインターチェンジまで近いため、首都圏等とのアクセスが良い状況にある。また、町の中央を国道7号線及び県道鶴岡広野線が縦貫するとともに、主要地方道余目加茂線、藤島由良線、庄内空港立川線、酒田鶴岡線と一般県道の東沼長沼余目線、小浜猪子線の計8路線が主要な道路網を形成し、庄内地域において鶴岡市と酒田市の中間に位置する交通の要衝地となっている。

これらの地理的条件から山形県庄内総合支庁をはじめとする広域的な行政、経済、情報機能の集積が図られるとともに、猪子地内には大型商業施設も集積している。また、高速交通網へのアクセスも容易であることから、工業団地の造成と分譲も進んでいる。

上水道は全域に普及するとともに、下水道は農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設が平成4年度以降に9町内会で順次供用し、特定環境保全公共下水道で整備した下水道施設も平成16年度をもって全域で供用している。

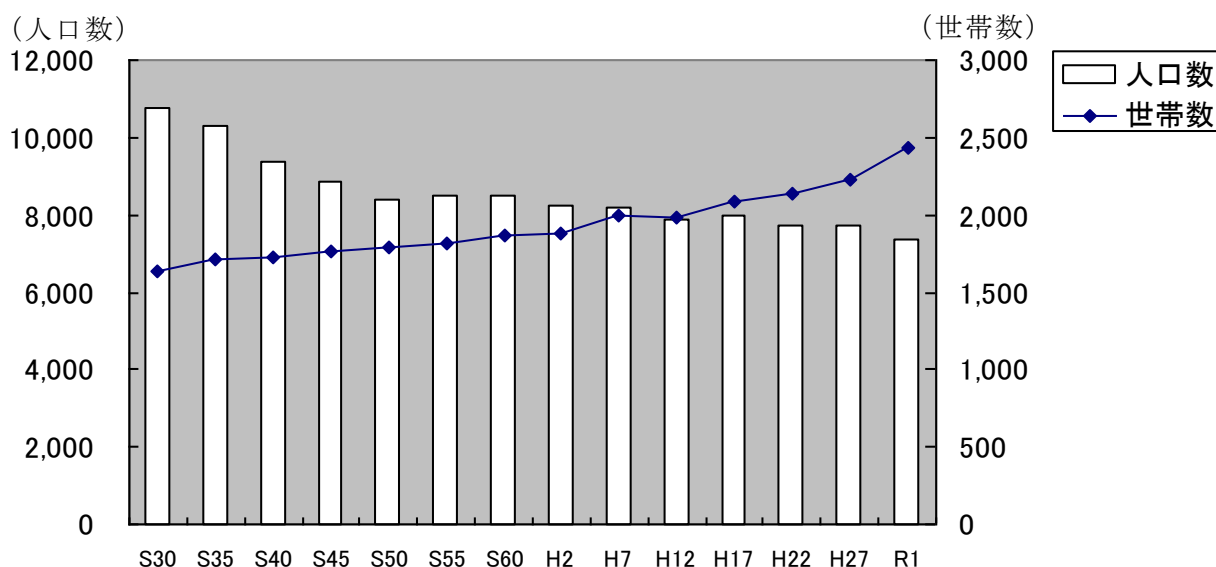
産業の就職人口は、第1次及び第2次産業就業人口の減少、第3次産業就業人口の増加という形で変化し、平成27年度国勢調査では第1次産業15.8%、第2次産業28.8%、第3次産業55.3%、分類不能産業0.1%となっている。

(3) 人口及び世帯数動態

本町の人口は、昭和30年の三川村発足当時は、昭和30年国勢調査で10,751人だったが、高度経済成長期に入った昭和30年代後半から新規学卒者を中心とした若年層の都市部への流出が続き、出生率も低下したため人口が減少し始め、昭和50年を境に若干増加傾向に転じたものの、昭和60年をピークに再び減少傾向に転じた。その後、高速交通網の整備や大型商業施設の集積、企業誘致の進展などにより雇用の場の創出、住宅開発により、平成17年には県内で2番目に高い人口増加率1.57%を示し、人口も8,003人に増加したが、平成27年国勢調査では7,728人、令和元年度末の住民基本台帳では7,379人となっている。

本町の世帯数は、昭和30年国勢調査の1,641世帯が、平成27年国勢調査では2,223世帯と増加し、令和元年度末の住民基本台帳では2,431世帯となっている。一世帯あたり人員は、昭和30年国勢調査の6.55人に対し、平成27年国勢調査では3.48人、令和元年度末の住民基本台帳では3.04人となり、核家族化の傾向が進んでいる。また、年々高齢化の傾向にあり、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は昭和50年国勢調査の11.7%に対し、平成27年国勢調査では33.1%、令和2年3月31日現在の住民基本台帳では、32.6%となっている。

【図2】人口数及び世帯数の推移



(注) 昭和30年から平成27年までは、国勢調査（各年10月1日現在）による。
また、令和元年は、年度末現在の住民基本台帳による。

第2章 廃棄物処理の経緯

1. 廃棄物処理法等の制定、改正の経緯

廃棄物の処理に関する法律は、明治33年4月に施行された汚物掃除法が、わが国最初の廃棄物の法律である。汚物掃除法は、明治30年4月施行の伝染病予防法や、明治32年5月施行の海港検疫法に続き、コレラやペスト等の伝染病に対する公衆衛生を改善するために制定された。

昭和29年7月施行の清掃法が汚物掃除法を引き継ぐ形で制定され、市街地区域を中心とする区域内の汚物の処理を目的としてきた。その後の経済活動の拡大に伴い、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物の排出による環境汚染がもたらされたため、昭和45年に全面改正による廃棄物処理法が施行され、事業者の産業廃棄物の処理責任の明確化等、現状に即した廃棄物の処理体系が確立された。

その後、廃棄物処理に関する法令の整備については、昭和51年は産業廃棄物処理に関する規制強化、平成3年は廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化推進、平成9年は焼却施設のダイオキシン発生を削減するための焼却炉の構造等基準を強化する改正、平成12年はダイオキシン類の排出基準を定め、都道府県知事へ測定値の報告義務や廃棄物焼却の規制が設けられた。さらに、平成15年は、不法投棄対策やリサイクルの促進等について、平成17年は大規模不法投棄事案への対応、平成18年はアスベスト廃棄物の無害化処理促進、平成22年廃棄物処理施設の維持管理対策強化、平成27年は災害廃棄物処理の原則を規定、平成29年は廃棄物の不適正処理への対応の強化、令和2年には一定の事業者に対する電子マネーの使用義務等の改正を経てきたところである。

2. 廃棄物の定義

廃棄物処理法で、「廃棄物」は同法第2条に「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう」と規定されている。また、鉱山保安法、下水道法、水質汚濁防止法は、廃棄物処理法の特別法と位置付けられ、鉱山から生ずる鉱さいや下水道によつて処理される下水等は廃棄物処理法上の廃棄物ではあるが、その処理については特別法が優先的に適用される。なお、廃棄物に該当するか否かの判断基準については、「占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものとされている。

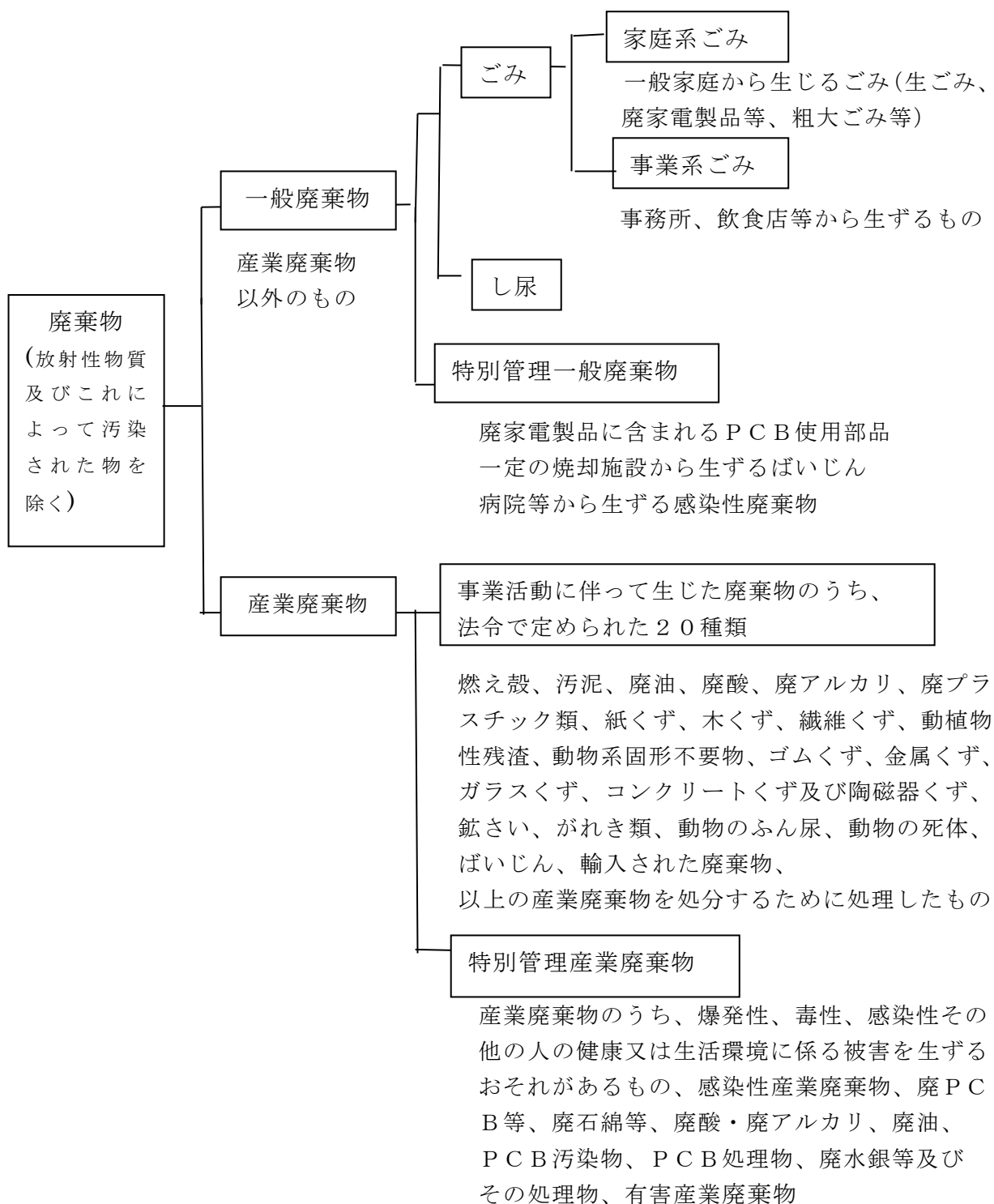
廃棄物は、廃棄物処理法により一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、一般廃棄物は同法第2条第2項に「産業廃棄物以外の廃棄物」と規定されている。また、一般廃棄物は、ごみとし尿に区分し、さらに、ごみは一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物(家庭系一般廃棄物。以下「家庭系ごみ」という。)及び事業活動に伴い生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの(事業系一般廃棄物。以下「事業系ごみ」という。)に区分している。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」をいう。産業廃棄物は、廃棄物を排出した事業者

に最終処分が完了するまで、処理を委託した場合であっても、その処理責任がある。

一般廃棄物及び産業廃棄物には、それぞれ特別管理廃棄物があり、同法第2条第3項及び第5項で「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」と定義されている。

【図 3】 廃棄物の区分



3. 本町の一般廃棄物処理の沿革

本町は、昭和47年4月1日に、その当時の鶴岡市、温海町、櫛引町、羽黒町、藤島町及び朝日村（以上、現在の鶴岡市）とともに「鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合」を設立し、区域内から排出される一般廃棄物の広域的処理及び処分を行ってきた。その後、平成17年10月1日に「鶴岡地区衛生処理組合」に移行後、平成19年3月31日をもって「鶴岡地区衛生処理組合」が解散したことに伴い、平成19年4月1日からは鶴岡市に一般廃棄物処理の事務を委託している。

もやすごみは、「鶴岡市クリーンセンター」において焼却処理している。焼却設備については、昭和49年から機械化バッチ炉（100t/8h）を使用してきた。その後、平成元年10月に准連続焼却式の新焼却炉を稼働させ、平成12年8月からは24時間連続焼却運転を行っており、その処理能力は82.5t/日×2炉が稼働し、現在の処理能力は165t/日である。令和3年4月1日から鶴岡市ごみ焼却施設が開所し、その処理能力は、80t/日×2炉で160t/日である。

もやさないごみは、平成17年4月に開設した「鶴岡市リサイクルプラザ」に搬入後、選別処理し再資源化を進めている。また、その運営は、平成4年11月に設立された（株）鶴岡地区クリーン公社が行っている。

プラスチック製容器包装類及びペットボトルは、圧縮成型され梱包された後再資源化している。びん・缶は、茶色カレット、無色カレット、その他カレット、アルミ缶、スチール缶に分類され再資源化される。金属・その他は、鉄類、アルミ、もやすごみに分類され、鉄類とアルミは再資源化され、もやすごみは焼却した後に埋立処分される。

し尿、浄化槽汚泥については、昭和48年から使用してきた施設の老朽化に伴い、平成8年度に新たな「し尿処理施設」を開設し、農業集落排水処理施設から生じる浄化槽汚泥も含め区域内の処理を行っているが、現在の施設は供用開始から24年を経過し老朽化が進行していること、また、し尿等生活排水の処理量が供用開始時の半分以下に減少していることから、新たな方策を検討しているところである。

粗大ごみは、住民からの直接搬入に限り、鶴岡市リサイクルプラザで受付けている。直接搬入ができない住民や事業者から排出される粗大ごみは鶴岡市で受入れしないため、民間処理業者（一般廃棄物許可業者）の協力により行っている。

最終処分は、焼却残渣や不燃残渣等の埋立処分について、平成9年4月から鶴岡市岡山地内の「一般廃棄物最終処分場」で行ってきたが、令和3年10月から鶴岡市大荒地内に鶴岡市一般廃棄物最終処分場が開所する予定である。

また、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機（家電5品目）は、販売店に有償で引渡すか、許可業者に依頼して有償で処理することとしている。

平成25年4月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されたことに伴い、平成27年度に使用済小型電子機器等（以下「使用済小型家電」という。）のイベント回収及び窓口回収を試行し、パソコン（ブラウン管型ディスプレイを除く。）や携帯電話等の8種類を回収した。平成28年度にはイベント回収及び窓口回収の他に資源リサイクルステーションでの回収、平成29年度以降は資源ポストで回収を行っている。

なお、パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律（パソコンリサイクル法）により、メーカーに依頼するか、使用済小型家電回収によりリサイクルすることとなる。

第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

1. 一般廃棄物の処理体系の現況

(1) 一般廃棄物の処理体系

各家庭から排出されるごみは、粗大ごみ、家電5品目及びパソコンを除き、鶴岡市の各施設に運搬され処理されている。また、事業所から排出されるごみについては、もやすごみのみが家庭系と同様に処理されている。

具体的な処理体系は、資料編に記載のとおりである。

(2) 処理施設の状況

現在、鶴岡市には大きく分けて3つの処理施設がある。

それぞれの施設の概況は、以下のとおりである。

① 鶴岡市クリーンセンター（令和3年4月開所）

所在地	鶴岡市宝田3丁目13番6号
処理方法	焼却処理 160 t/日（24h） ≪ 80 t/日（24h） × 2炉 ≫
及び能力	し尿・浄化槽汚泥処理 152 kℓ/日（し尿63 kℓ、浄化槽汚泥89 kℓ）
処理物	もやすごみ、し尿、浄化槽汚泥

② 鶴岡市リサイクルプラザ

所在地	鶴岡市水沢字水京68番地1
処理方法	鋼製容器包装及びアルミニウム製容器包装圧縮処理、プラスチック製容器包装圧縮梱包処理、ペットボトル圧縮梱包処理、不燃性ごみ選別処理（鉄類は磁選別、その他は手選別）
処理能力	49 t/日（5h） （内訳）粗大ごみ 8 t/日、金属その他 10 t/日、びん缶 15 t/日、ペットボトル 2 t/日、プラスチック製容器包装類 11 t/日、段ボール 3 t/日
処理物	びん（一升びん、ビールびんを除く）、缶、金属、ガラス、ペットボトル、プラスチック製容器包装

③ 鶴岡市一般廃棄物最終処分場（鶴岡市岡山 地内）

所在地	鶴岡市岡山字大谷地16番地
処理方法	埋立処理
浸出水処理能力	140 m ³ /日
処理物	焼却残渣、不燃残渣、焼却灰

④ 鶴岡市一般廃棄物最終処分場（鶴岡市大荒 地内、令和3年10月開設予定）

所在地	鶴岡市大荒字荒沢前 地内
処理方法	埋立処理
浸出水処理能力	150 m ³ /日
処理物	焼却残渣、不燃残渣、焼却灰

(3) 有価物品目別再生処理

鶴岡市リサイクルプラザで分別処理された有価物は、再資源化業者に渡され、処理された後に再資源化される。

2. 分別排出及び収集運搬方法

(1) ごみの分別方法

町民が行う現在のごみ分別は、ごみステーションから収集する「もやすごみ」、「プラスチック製容器包装類」、「ペットボトル」、「びん・缶」、「金属・その他」の5分別に加え、町内会で指定したごみステーションや公民館等で収集する「廃乾電池・廃蛍光管」、許可業者や販売店、役場に持込むか購入店に返却する「水銀を含む処理困難物」、鶴岡市リサイクルプラザに持込む「粗大ごみ」、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法によりリサイクルすることが定められている「家電5品目」及び「パソコン」、小型家電リサイクル法による「使用済小型家電」、廃油や劇薬、消火器など販売店や専門業者が処理する廃棄物がある。

(2) ごみの排出方法

鶴岡市指定のごみ袋に入れ、それぞれの指定日に午前6時から8時の間に各町内会に設置されている指定のごみステーションに排出することとしている。ただし、「ごぎ、すだれ、風呂用マット」、「竹製ほうき、座敷ほうき」、「枝木」、「かさ」は袋に入れずに縛って出すことができる（ただし、「かさ」は1本ずつ縛る）。また、「木製又はプラスチック製のまな板」は、そのまま出すことができる。なお、「廃乾電池・廃蛍光管」は町内会が用意する回収箱に排出することとしている。

また、分別排出方法は、鶴岡市の分別排出方法に準じている。

指定ごみ袋は、小売店が鶴岡市から購入し販売している。そのため、町民が鶴岡市から直接ごみ袋を購入することは出来ない。

(3) 収集運搬方法

家庭系ごみは、三川町一般廃棄物収集運搬業務の受託者が、ごみステーションに排出されたごみを収集し、町有のごみ収集車で鶴岡市の各施設に運搬している。

事業系ごみは、鶴岡市クリーンセンターへ直接搬入するか、町が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者が施設への搬入を行っている。

し尿・浄化槽汚泥は、町民及び各事業所が一般廃棄物収集運搬業許可業者に直接依頼し、依頼を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者が鶴岡市のし尿処理施設に搬入する方法としている。

(4) ごみの収集方法

令和2年度のごみ収集は、種類ごとに次のように行っている。

<全地区共通>

もやすごみ	毎週 火曜日と金曜日
プラスチック製容器 包装類・ペットボトル	毎週 水曜日
びん・缶	隔週 木曜日（交互に収集）
金属・その他	
廃乾電池・廃蛍光管	毎月第3月曜日
廃食用油	毎月第1月曜日（横山地区）、毎月第4月曜日（東郷・押切地区）
粗大ごみ	毎年4・8・11月の粗大ごみ回収、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者で回収
家電5品目	毎年4・8・11月の粗大ごみ回収、三川町一般廃棄物収集運搬業許可業者又は販売店で回収
使用済小型家電	資源ポストで回収
その他のごみ （消火器等）	・体温計（水銀を含むもの）は、建設環境課へ ・直接販売店又は専門業者へ依頼

「粗大ごみ」「家電5品目」「その他のごみ」の処理費用は、町民の実費負担となる。

(5) ごみステーション

令和2年12月末日における各町内会及び町施設に設置されているごみステーション数は、89ヶ所（内訳は、もやすごみ専用3ヶ所、兼用86ヶ所）であり、設置及び管理はそれぞれの町内会等が行っている。また、ごみステーションの増設については、収集運搬業務の関係等から宅地開発等による町内会区域の拡大やその他特別な事情があった場合のみとしている。

(6) 資源回収

「まぜればごみ 分ければ資源」の言葉どおり、排出段階でのごみの分別は重要である。各町内会における資源回収は、主に町内会・育成会を中心とした活動となっており、雑誌、新聞紙、ダンボール、牛乳パックなどの古紙類や空き缶等の金属類、びん類を回収している。回収した資源は、各町内会・育成会が収集を依頼した資源回収業者が引取るか、直接町内会・育成会が資源回収業者に搬入している。

原則として、毎週日曜日の午前7時から（11月から3月までは、午前8時から）正午まで資源リサイクルステーション・資源ポストを開所し、雑誌、新聞紙、ダンボール、牛乳パックなどの古紙類や空き缶等の金属類、びん類のほかペットボトルや発泡スチロール、廃油、使用済小型家電などの回収を行い、より一層の資源回収の推進を図る。

平成23年度から平成28年10月31日までは、各町内会を月に1度、旧三川町衛生組織連合会と契約した資源回収業者が、巡回して資源を回収する巡回資源回収を行っていた。

各小学校においては、児童が家庭から空き缶を持ち寄り回収ボックスに集め、回収した空き缶は、町と契約した資源回収業者が定期的に引取りを行っている。

なお、収集実績は次ページのとおりである。

【表 2】各町内会等実施の資源回収と資源リサイクルステーション収集実績（単位：t）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
びん類	7.1	7.5	7.5	6.3	5.8
古紙類	250.2	248	239.2	221.4	218.4
金属類	0.7	0.5	0.5	0.4	0.5
発泡スチロール	0.2	0.2	0.4	0.3	0.5
合 計	258.2	256.2	247.6	228.4	225.2

※びん類は、ビールびんは1本当たり600g、一升びんは950gに換算して計算。

【表 3】資源ポスト収集実績（単位：t）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
金属類	3.6	4.3	4.7	3.8	4.1
廃 油	0.3	0.4	0.4	0.7	1.1
ペットボトル	0.5	1.1	1.7	1.6	1.7
その他	0.2	0.2	0.8	1.1	1.4
合 計	4.6	6.0	7.6	7.2	8.3

【表 4】使用済小型家電、廃食用油、住民参加型空き缶回収の収集実績

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
使用済小型家電(t)	0.7	0.9	1.1	0.8	1.6
廃食用油(kℓ)	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
住民参加型空き缶回収(t)	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0

【表 5】小学校空き缶回収実績（単位：t）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
アルミ缶	0.9	0.6	0.6	0.4	0.5
スチール缶	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1

集団資源回収に対する交付金事業は、旧三川町衛生組織連合会において、平成5年度から実施している事業であった。令和元年度は、実施団体に対し、びん類2円/本、雑誌・牛乳パック・その他雑紙7円/kg、新聞紙・段ボール・金属類4円/kgを交付している。また、回収業者に対しても、びん類1円/本、古紙類3円/kg、金属類2円/kgを交付している。さらに、町内小学校に対しても、実施団体と同様に交付している。三川町衛生組織連合会解散後の令和2年度以降は、町が交付金事業を実施している。

そして、資源リサイクルステーション及び資源ポストでの拠点回収も実施しており、古紙類、金属類、発泡スチロール、ペットボトル、廃油、びん類、小型家電などの回収を行っている。

また、平成19年4月からは住民参加型空き缶回収処理システムを導入している。この制度は、各町内会とリサイクル業者が契約し、住民が地元町内会の回収ボックス等に

飲料用の空き缶を入れ、業者が定期的に回収するものである。空き缶の売却益は、直接各町内会の収入になるシステムである。

3. ごみ処理量の推移

令和2年度分は、令和2年4月から11月までと、令和元年12月から令和2年3月までの実績を基に推計した。

(1) 家庭系ごみ処理量の推移

①もやすごみ

もやすごみの処理量は、年度間の多少の増減はあるものの増加傾向にある。その一因として、核家族世帯の増加により生活上のロスが発生しているものと思われる。

②プラスチック製容器包装類・ペットボトル

プラスチック製容器包装類・ペットボトルの処理量は、ほぼ横ばいで推移している。

③びん・缶

びん・缶の処理量は、横ばいで推移している。

これは、小学校での空き缶回収の取り組みや、平成19年4月から実施している住民参加型空き缶回収処理システム、資源ポストでの回収が定着していることも要因にあると推察される。

④金属・その他

金属・その他は、平成28年度以降は、ほぼ横ばいで推移していたが、令和元年度は一転して増加した。これは新型コロナウイルス感染症対策で在宅時間が増えたことによるものと思われる。

⑤廃乾電池・廃蛍光管

廃乾電池・廃蛍光管の処理量は、他のごみと比べ少ない。

また、年度別の排出量も横ばいである。

(2) 事業系ごみ排出量の推移（町施設分含む）

ごみ排出量については増加傾向にあるが、令和2年4月及び5月の排出量は前年度同時期と比較し、それぞれ19%、27%の減となっている。これは店舗等が新型コロナウイルス感染症対策等を行ったことによるものと思われる。

(3) 資源物の回収量及び粗大ごみ処理量の推移

①資源物回収量

資源物回収量は、年々減少傾向にある。特に、古紙の市場買取価格が低迷していること、相対的に実施回数が減少していることも要因になっていると推測される。

②粗大ごみ

粗大ごみは、町が年3回集団回収を行っている。

排出量は年々増加傾向にあり、また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が考えられ、11月末時点で22.5tである。

(4) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

①し尿

公共下水道又は農業集落排水へ接続する等により、くみ取り式便所が減少しているため減少傾向となっている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥は、令和2年度に増加したが、新型コロナウイルス感染症対策で在宅時間が長くなったことが原因と考えられる。

4. 適正処理にかかる実態と課題

(1) 野焼き

ごみ焼却によるダイオキシン類の発生が明らかになり、家庭でのごみ焼却を容認した時代から一変して、平成13年4月から野焼きは一部の例外を除き、全面禁止となった。

しかしながら、野焼きが完全になくなったわけではなく、長年自家焼却を行ってきた人の中には、未だ違反行為であるという認識を持っていない人もいると考えられる。

野焼きは法律に違反するばかりでなく、ダイオキシンやPM2.5などの有害物質を大気中に排出するおそれが高いことから、人体や環境に悪影響を及ぼすという認識を持ってもらうべく、啓発活動を継続して行っていく必要がある。

(2) 不法投棄

不法投棄されているのは、もやすごみ、びん缶、粗大ごみ、廃プラスチック、アスファルト殻、コンクリート殻、建築廃材など多岐にわたる。公共用地（河川敷、道路敷、水路式など）や農地などの民有地にも不法投棄物が散見される。

不法投棄箇所の原状回復作業を行う者は、①不法投棄者、②土地の所有者又は管理者の順となっているが、これを特定出来ない小規模な投棄箇所は、町や当該町内会、庄内総合支庁と庄内地区不法投棄防止対策協議会（事務局：庄内総合支庁 環境課）との合同パトロール時に原状回復作業を行っている。

なお、大規模投棄箇所については、庄内地区不法投棄防止対策協議会と町及び近隣町内会の共同で原状回復作業を行っている。

不法投棄防止は、不法投棄を許さぬ雰囲気をつくることも大切であり、引き続き町民からも不法投棄に対する監視の目を光らせてもらうよう啓発する必要がある。

現在、三川郵便局及び三川町建設業協会と、不法投棄箇所や不法投棄者を発見した際は町に通報してもらう協定を締結している。また、庄内総合支庁、鶴岡警察署及び鶴岡市消防署、庄内赤川土地改良区等の関係機関と連携を継続していくものである。

5. ごみの減量化・再資源化及び適正処理における課題

(1) 処理施設に関する課題

令和3年度以降、鶴岡市において旧ごみ焼却施設の解体撤去工事及び新ごみ焼却施設の第2期工事等、順次工事が予定されているところである。また、これまで供用されていた一般廃棄物最終処分場の管理を閉鎖されるまでの間、継続して行っていく必要がある。さらに、し尿処理施設の老朽化対策も喫緊の課題である。

(2) 分別排出及び収集運搬方法に係る課題

ごみステーションへの排出時間帯については概ね守られているようであるが、一部のごみステーションでは、収集日前日の夜に多くのごみ袋が出されていたり、通勤途中の道路脇に設置されているごみステーションにごみを置いていかれたりする事例等がみられる。ルールに基づいた分別がされていないごみ袋は、違反ごみとして残されるが、違反ごみが繰り返し発生している状況にある。

具体的には、「プラスチック製容器包装類」に「びん・缶」等に該当するものが入っていたり、「びん・缶」に「金属・その他」等が入っていたりする事例（異種混合）が多々発生している。このような場合、資源として有効活用出来るもののごみとして埋め立てられることになるとともに、町内会でごみの分別業務が発生することになるため、違反ごみが出ないように引き続き住民に啓発していくことが重要である。

(3) ごみ排出量の減量化及び再資源化に係る課題

① ごみ処理有料化に向けた検討

ごみの減量化と再資源化率の向上、排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革やごみ処理経費削減のため、一般廃棄物処理の有料化実施が課題となっている。

山形県内では、庄内地域の全市町でごみ処理有料化を実施していないが、鶴岡市及び酒田地区広域行政組合の各市町と情報共有しながら、引き続き検討するものである。

③ 生ごみの減量化

家庭から排出される「もやすごみ」の排出量を抑えるため、生ごみの水切りや生ごみ処理機等の使用の啓発を継続して実施する必要がある。

生ごみの減量化における食品ロス削減については、具体的な対応策を今後検討するものである。

③ 集団資源回収事業の促進

町では、資源回収を促進するために、回収団体及び回収業者に資源回収事業交付金を交付している。一層の資源回収促進を図るために、交付金を継続する必要がある。

④ 資源リサイクルステーション・資源ポストの利用促進

資源リサイクルステーションや資源ポストでの拠点回収は、相当量を回収していることから、事業の継続が必要であるため、町広報やチラシ等により利用の促進を啓発していく。

⑤ 違反ごみ対策

平成17年度に新しい分別方法に移行してから15年が経過したが、依然として多くの違反ごみのごみステーションに残されている。違反ごみの数量は、町内のごみステーション全体で、月約160件となっている。

現在のごみ袋は半透明であるが、中身が見えにくい場合があり、違反ごみかどうかを収集運搬受託者が即座に判断できないケースもある。その結果、違反ごみを収集しごみ収集車両で火災が発生したり、処理施設搬入後に機械が故障する要因になることから、町民への分別方法の周知や、さらなるごみ袋の改良も含め、鶴岡市と連携しながら対策を講じる必要がある。

⑥プラスチックごみ削減の啓発

本町で、実施してきたマイバッグ持参運動は定着したが、プラスチックごみ削減の取り組みとして、令和2年7月に全国でレジ袋有料化が義務化されたことにより、店舗などでレジ袋を必要とする人がさらに少なくなったと思われる。

また、近年、海洋性プラスチックごみが海の生態系に及ぼす影響がクローズアップされており、普段のごみ処理を通して、海にごみ流れないように啓発することも重要である。

⑦廃食用油の回収

平成21年度から、各町内会が設置した回収ボックスにより使用済みの食用油を収集し、回収業者がバイオディーゼル燃料にするリサイクルを行っている。町内会によって、回収量の実績に差があるため、引き続き啓発を行う必要がある。

⑧使用済小型家電リサイクル

平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、町では有価物について、平成27年11月の「みかわ秋まつり」でイベント回収、平成27年12月15日から平成28年2月15日まで建設環境課事務室での窓口回収を試行した。

また、平成29年度以降は資源ポストで回収を行っている。

今後は、逆有償となる使用済小型家電の回収が課題である。

第4章 基本計画と施策

1. 処理基本方針

一般廃棄物の処理は、町民が日常生活を営むうえで必要不可欠なものである。社会経済の発展により排出量は増加し、多種多様な廃棄物が発生するようになった現在、いかに発生抑制を行い、再利用・再使用・再資源化して減量化を図り、環境に配慮した適正な廃棄物処理を行うかが求められている。

ごみの処理にあたっては、行政のみの対応では減量化は不可能であり、町・町民・事業者の協働の取り組みが重要である。

そのため、本計画では「一般廃棄物の適正処理」を基本とした一般廃棄物の減量化を推進するための具体的な推進方策を示すものとする。

2. ごみ排出量の推計

本町における処理対象ごみは、家庭系ごみと事業系ごみからなる。

収集ごみの排出量を予測するには、一般的に一人1日当たり排出量の予測量に将来の人口を乗じ計算する方法が多く用いられている。

本計画においても、上位計画である第4次三川町総合計画を基本とし、過去の実績値や地球温暖化などの環境問題及び社会情勢の変化などの諸事情を考慮し、今までの取り組みを継続し、及びより強化した場合の排出量を予測するものとする。

なお、事業系ごみについては、本町の産業構造の変化や将来計画等により大きく変化し、その状況がどのようにごみ排出量に影響するか把握することが難しいため、過去の実績を基に予測を行うものとする。

(1) 将来人口の予測

町の「第2期三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、令和12年度の将来人口を7,200人と推計している。

よって、本計画の令和12年度の設定人口は、ごみステーションにごみを排出しない特別擁護老人ホームなの花荘に入居している80名を除いた7,120人を対象人口と設定する。

(2) 家庭系ごみ排出量の現状と推計

①もやすごみ

【表6】もやすごみ排出量の推計値

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R12
排出量 (t)	1,470	1,487	1,459	1,496	1,508	1,325
一人1日当たり排出量(g)	542.0	554.8	547.3	559.9	566.6	510
対前年度増減率 (%)		2.3	△1.4	2.3	1.2	

(注) 平成28年度から令和2年度までの一人1日当たり排出量は、住民基本台帳登録人口で割り返したものである。

もやすごみは年々増加傾向にあり、平成28年度から令和2年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は1.1%の増加となっている。

今後も、紙類の資源化・適正分別・生ごみ減量化の啓発などでもやすごみの減量化の推進を図り、令和3年度以降毎年度1.0%ずつ減少すると推測する。

よって、令和12年度のもやすごみは、令和2年度と比較して一人1日当たり排出量を10%減の510.0g、全体排出量を1,325tと推計する。

④ プラスチック製容器包装類・ペットボトル

【表7】プラスチック製容器包装類・ペットボトル排出量の推計値

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R12
排出量 (t)	45	44	45	45	46	41
一人1日当たり排出量 (g)	16.6	16.4	16.9	16.8	17.3	15.6
対前年度増減率 (%)		△1.2	3.0	△0.6	3.0	

プラスチック製容器包装類・ペットボトルの平成28年度から令和2年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、1.1%の増加となっている。

マイバッグ持参の継続した啓発及びペットボトルの資源ポスト利用の啓発などにより、令和3年度以降毎年度1.0%ずつ減少すると推測し、令和12年度の一人1日当たり排出量は15.6g、全体排出量は41tと推計する。

⑤ びん・缶

【表8】びん・缶排出量の推計値

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R12
排出量 (t)	55	56	53	54	54	50
一人1日当たり排出量 (g)	20.3	20.9	19.9	20.2	20.3	19.3
対前年度増減率 (%)		3.0	△4.8	1.5	0.5	

びん・缶の平成28年度から令和2年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、0.1%の増加となっている。住民参加型空き缶回収システム及び資源ポスト等により一層の啓発により、令和3年度以降毎年度0.5%ずつ減少すると推測し、令和12年度の一人1日当たり排出量は19.3g、全体排出量を50tと推計する。

⑥ 金属・その他

【表9】金属・その他排出量の推計値

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R12
排出量 (t)	26	27	26	34	36	32
一人1日当たり排出量 (g)	9.6	10.1	9.8	12.7	13.5	12.2
対前年度増減率 (%)		5.2	△3.0	29.6	6.3	

金属・その他の平成28年度から令和2年度までの一人1日当たり排出量の平均増減率は、9.5%の増加となっている。令和3年度以降毎年度1.0%ずつ減少すると推測し、令和12年度の一人1日当たり排出量は12.2g、全体排出量は32tと推計する。

⑦ 廃乾電池・廃蛍光管

【表 10】 廃乾電池・廃蛍光管排出量の推計値

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R12
排出量 (t)	2.2	2.4	2.2	2.4	2.6	2.6
一人1日当たり排出量(g)	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	1.0
対前年度増減率(%)		12.5	△11.1	12.5	11.1	

廃乾電池・廃蛍光管の平成28年度から令和2年度までの一人1日当たり排出量の平均は、年度により若干の変動はあるがほぼ横ばいとなっている。

そのため、令和3年度以降もほぼ横ばいで推移するものとし、令和12年度の一人1日当たり排出量は1.0g、全体排出量は2.6tと推計する。

(3) 事業系ごみ排出量の現状と推計

【表 11】 事業系ごみ排出量の推計値 (単位：t)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R12
許 可	1,351	1,347	1,424	1,427	1,319	
自己搬入	102	89	100	152	152	
合 計	1,453	1,436	1,524	1,579	1,471	1,550
対前年度増減率(%)		△1.2	6.1	3.6	△6.8	

事業系ごみは、「許可業者搬入ごみ」と「自己搬入ごみ」を合わせたものからなる。排出量は次のとおりであり、令和元年度まで増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により店舗等が営業時間を短縮するなどしたためか4月及び5月のごみの排出量が少なく、令和2年度は減少する見込みである。令和3年度以降については通常の排出量に戻ると推測する。

平成28年度から令和2年度までの平均増減率は、2.8%の増加となっており、令和3年度以降はほぼ横ばいで推移するものとし、令和12年度の全体排出量を1,550tと推計する。

(4) 資源及び粗大ごみ排出量の現状と推計

【表 12】 資源回収量及び粗大ごみ回収量 (単位：t)

	H28	H29	H30	R1	R2	R12
資源回収	273	273	264	244	243	243
粗大ごみ	13.4	13.8	17.9	18.7	25.1	17.8

資源は、びん類・古紙類ともに年々減少傾向にあるが、令和3年度以降は横ばいで推移すると推測される。

よって、令和12年度の資源回収量は243tと推計する。

粗大ごみについては回収物によって重量が大きく異なり、定期的に発生するものではないため排出量を予測することは難しい。

そのため、平成28年度から令和2年度までの平均値である17.8tを令和12年度の排出量と推計する。

(5) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

【表 13】 し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位：kℓ)

	H28	H29	H30	R1	R2	R12
し尿	182	169	154	157	155	140
浄化槽汚泥処理量	1,477	1,492	1,546	1,549	1,680	1,626

※令和2年度における浄化槽汚泥は、新型コロナウイルス感染症関係により大幅に増加すると見込まれるため、基準年度を令和元年度とした。

公共下水道や農業集落排水への接続により、し尿の処理量が減少傾向にある。一方浄化槽汚泥は、農業集落排水への接続件数の増加により、合併浄化槽からの汚泥処理量の増加が見込まれ、処理量は増加傾向にある。

本町は、公共下水道又は農業集落排水の整備済区域となっており、その水洗化率は年々上昇しており、し尿については令和3年度以降毎年1.0%ずつ減少していくと推測した。

浄化槽汚泥は、今後も農業集落排水への接続件数が増えることが見込まれるため、令和3年度以降毎年度0.5%ずつ増加していくと推測した。

よって、令和12年度のし尿の排出量は140t、浄化槽汚泥の排出量は1,626tと推計する。

3. ごみの減量化及び再資源化計画

(1) ごみの減量化・再資源化の具体的推進計画

ごみの減量化・再資源化の具体的な方策として、次の対策を講ずるものとする。

また、5R（リフューズ、リペア、リデュース、リユース、リサイクル）による一般廃棄物の減量化、再資源化を促進し、循環型社会の構築を図る。

① ごみ等の減量化対策

家庭から排出されるごみのうち、生ごみは重量的に一定の割合を占めている。生ごみの発生原因として、食事の作り過ぎや食べ残しが挙げられることから、各種団体と連携して学習会や各種イベントなどの場を利用し、町民に適量の買い物や料理作りの指導と協力を求めていくものとする。また、生ごみの約60%は水分と言われており、生ごみから発生する悪臭防止対策の指導と併せ、排出する前の水切りの徹底を強化するよう指導していくこととする。さらに、生ごみ処理機やコンポストによる、生ごみの堆肥化や減量化を啓発するものとする。

また、平成21年度から実施している廃食用油の集団回収の取り組みについても、町広報やチラシの配付などにより、継続して啓発していく。

《ごみ減量化量》		
各種団体への啓発活動	・・・・・・・・・・・・・・・・	もやすごみ 8.0 t
廃食用油集団回収普及啓発活動	・・・・	1.0 t
	合 計	9.0 t

②ごみ発生抑制の普及促進

家庭で発生するごみについては、まず発生抑制の観点から買い物の段階で過剰包装されていないものを選ぶなど、最終的にごみになるものをできるだけ家庭に持ち帰らないよう啓発を行っていく。

また、各家庭では物を大切にできるだけ長く使用し、それでも不要な場合は、各種団体が主催するフリーマーケットやバザーなどを活用するなど、できるだけごみにしないよう町民に対して協力を求めていくものとする。

《ごみ減量化量》

ペットボトルの資源回収：プラスチック製容器包装類及びペットボトル 2 t

③資源回収の促進

各家庭において、町が定めるごみの分別排出方法の推進に積極的に協力するとともに、再利用可能な空きびん、資源となる空き缶、新聞紙、雑誌、段ボールなどについては、あらかじめ適正な前処理及び分別を行い、各町内会等が実施する「集団資源回収」や「資源リサイクルステーション」、「資源ポスト」などを活用して再資源化に努めるものとする。

また、各小学校においては「空き缶回収事業」に取り組んでおり、子どもの環境教育推進のため今後も学校に理解と協力を求め継続して事業を展開していく。

そして、平成19年度より実施している「住民参加型空き缶回収処理システム」を今後も継続して取り組んでいく。

《再資源化量》

資源回収事業・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 5 t
小学校空き缶回収事業・・・・・・・・・・	1 t
住民参加型空き缶回収処理システム.....	7 t
合 計	2 4 3 t

④事業所におけるごみ減量化対策

町内で事業活動を行う事業者は、事業活動に伴い発生するごみを自社焼却せず、再資源化を行い分別及び排出抑制をしたうえで鶴岡市のごみ処理施設へ搬入するものとする。

再資源化については、発生する段ボールや新聞紙などが主になるが、資源の再生業者へ依頼するなどして排出抑制について可能な限り努力するものとする。また、鶴岡市への搬入については、一般廃棄物と産業廃棄物との混在を避け、適正分別を行い、自己搬入するか町の収集運搬業許可業者に依頼するものとする。

なお、事業所で生産される製品等の過剰包装や使い捨て容器の生産、使用を極力避け、できるだけごみ減量化が進むよう協力を求めていくものとする。

《再資源化量》 適正分別及び適正排出、再資源化への努力・・・ 2 3 t

⑤鶴岡市リサイクルプラザにおける再資源化

家庭系ごみの「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「金属・その他」「びん・缶」「乾電池・蛍光管」は、鶴岡市リサイクルプラザにおいて、それぞれ以下のとおり再資源化される。

《ごみ再資源化量》鶴岡市リサイクルプラザにおける再資源化		
プラスチック製容器包装類・ペットボトル		35.0 t
びん・缶		36.0 t
金属・その他		12.0 t
乾電池・蛍光管		0.9 t
合 計		83.9 t

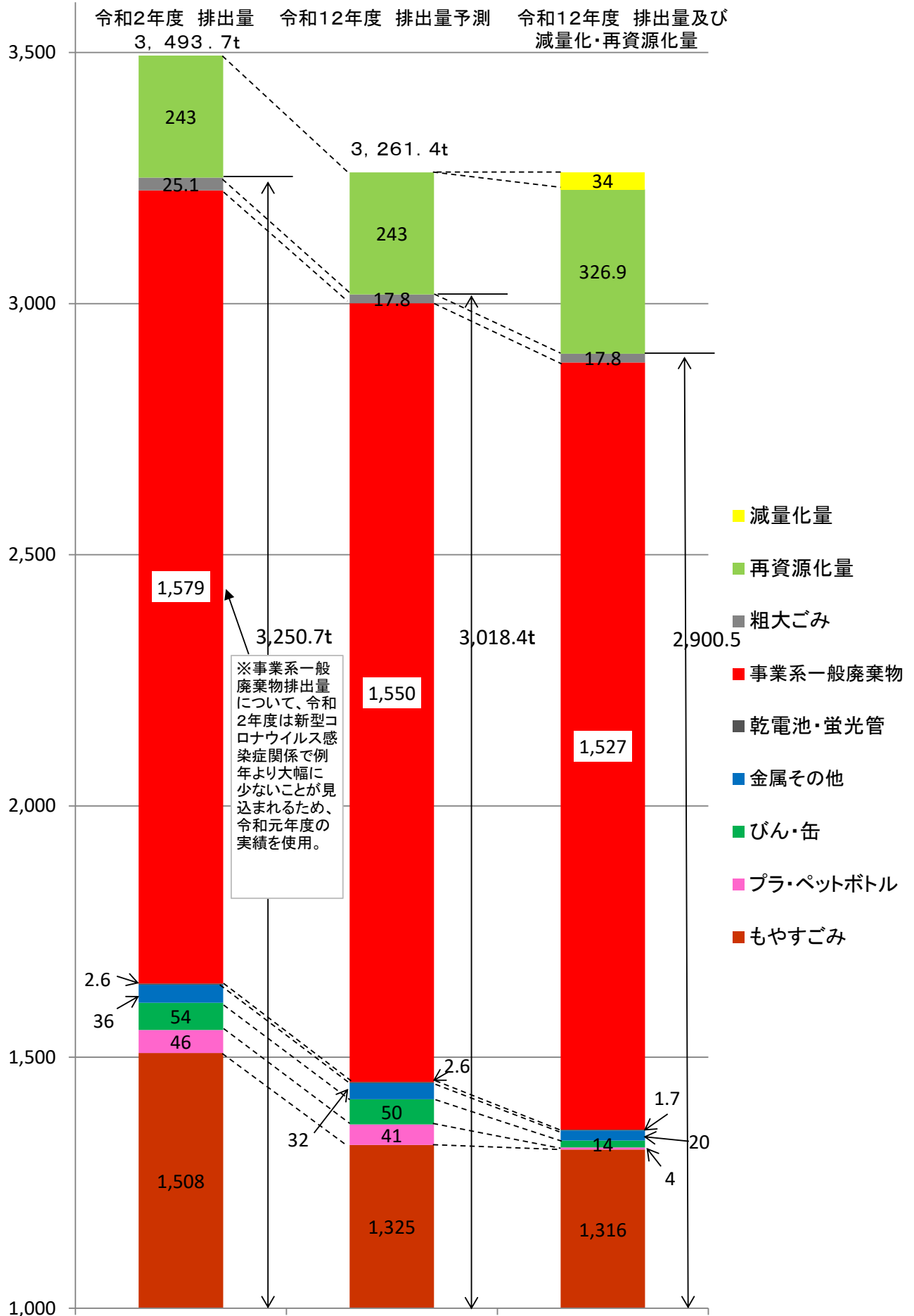
(2) 減量化・再資源化の目標値

減量化・再資源化の目標値は、ごみ排出量の見込みに基づくとともに、前段で示した減量化・再資源化の具体的推進方策により見込まれる量を推計し、本計画における目標値とする。

【表 14】令和12年度における一般廃棄物の排出量・再資源化量・減量化量の目標値
(単位：t)

区 分		全排出量	再資源化量	減量化量	目標値	備 考	
家庭系ごみ	もやすごみ	1,325	—	9	1,316	【減量化量】 啓発活動 8 廃食用油回収 1	
	もやさないごみ	プラスチック製 容器包装類・ ペットボトル	41	35	2	4	【減量化量】 ペットボトル回収 2
		びん・缶	50	36	—	14	
		金属・ その他	32	12	—	20	
		乾電池・ 蛍光管	2.6	0.9	—	1.7	
		小 計	125.6	83.9	11	39.7	
	家庭系ごみ 計	1450.6	83.9	11	1,355.7		
資源化	243	243	—	—	【再資源化量】 資源回収 235 小学校空缶回収 1 住民参加型空缶回収 7		
粗大ごみ	17.8	—	—	17.8			
事業系ごみ	1,550	—	23	1,527			
合 計	3,261.4	326.9	34	2,900.5			

令和12年度 減量化・再資源化量の目標値(単位:t)



4. ごみの適正処理計画

(1) 家庭における適正排出

各家庭において適正分別を行い、再資源化を図ったうえでやむなく発生するごみについては、自家焼却せず分別を行った上でごみステーションに排出するよう指導する。

(2) 野焼きの禁止

町民の健康維持と良好な生活環境の保全を図るため、原則として屋外での焼却（野焼き）は全面的に禁止されている。ただし、例外として、主に次のものが規定されている。

- ① 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 営農上やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ③ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(3) 不法投棄対策

粗大ごみ、家電5品目等の処理に対し町民の自己負担が伴うことから、それらの不法投棄物が多く見受けられる。また、分別すればごみステーションに排出できるものでも河川敷で不法投棄、野焼きがされている状況である。

町は、「三川郵便局」及び「三川町建設業協会」と不法投棄に関して連携する協定を締結しているが、今後も協力体制を強化していくこととする。

また、不法投棄パトロールを強化し、庄内総合支庁環境課や警察とも連携して不法投棄の発見や抑制並びに不法投棄防止の啓発に努めることとする。

(4) 町民への適正排出指導

本計画を基に、町民に対して「ごみの分け方・出し方」や「ごみ収集カレンダー」を作成し、全戸配付して適正分別・適正排出をお願いしているが、平成17年度の新分別への移行から15年が経過した現在でも、分別が違うものや容器の非洗浄、異物の混入などによる違反ごみが多く見受けられる。

今後も、住民からの分別指導の依頼や各種団体の学習会、施設見学会等において説明するなど住民への啓発に努めるものとする。

5. 分別排出及び収集運搬計画

(1) 家庭系ごみの種類と分別方法

町民が排出できるごみの種類及び分別方法は次のとおりである。


① もやすごみ

もやすごみとは、鶴岡市クリーンセンターで焼却可能なものとする。

なお、生ごみはできるだけ水切りや堆肥化を行い、古紙は資源回収を利用し再資源化に努めるものとする。

対象物	指定袋に入れること	生ごみ、資源化不能な紙くず、布類、落ち葉・草（乾燥させる）、貝殻、紙おむつ・ペットの砂（汚物を取り除いて少しずつ）、使い捨てカイロ、ゴム製品、皮革製品、ホース（1 m未満に切って）、乾燥剤・保冷剤、靴・はきもの、プラスチック製容器包装類以外のビニール・プラスチック製品（廃プラスチック）等
	指定袋に入れなくてもよい	木材＝枝木・竹（長さ60 cm以内、直径30 cm以内）、ごぎ・すだれ・風呂用マット（まるめて縛る。束の直径10 cm以内）、座敷ほうき・竹ほうき（縛らずにそのまま出す）、枝豆・花（花や葉が散乱しないようにする。直径30 cm以内の束に）、まな板（木製・プラスチック製）

② もやさないごみ（プラスチック製容器包装類）

もやさないごみ（プラスチック製容器包装類）とは、鶴岡市リサイクルプラザで処理可能なプラスチック類をいう。具体的には  マークが表示されている容器包装類である。

なお、排出に際しては、異物を取り除き水洗いする等の処理を行い、汚れを落としてから分別することとする。また、農業用廃ビニールは、産業廃棄物であるため排出できない。

《対象物》

シャンプー洗剤等の容器、食品容器、カップ麺容器、包装類、レジ袋、発泡スチロール、スナック菓子・オードブル容器・赤飯容器等のプラスチックにアルミコーティングがされている袋・容器、ペットボトル容器の外装フィルム・キャップ等

③ もやさないごみ（ペットボトル）

ペットボトルとは、PET1に区分される飲料用、醤油等の容器であり、油を入れて再使用したものなど他の用途で使用したものは除くものとする。

なお、排出時は、キャップを外して異物を取り除き、水洗いするなどの処理を行う。

《対象物》

飲料用・醤油・酒のペットボトル（油のペットボトルは不可）

④ もやさないごみ（びん・缶）

「びん・缶」とは、鶴岡市リサイクルプラザで処理可能な「びん・缶」とする。ただし、一升びんやビールびんのリターナブルびんは資源として回収することとする。

《対象物》

（指定袋に入れるもの）ジュース、栄養ドリンク、ワイン等のびん、空き缶

⑤ もやさないごみ（金属・その他）

「金属・その他」とは、鶴岡市リサイクルプラザで処理可能な「金属、ガラス、せともの等」とする。ただし、空き缶と空きびんは除く。

また、電気製品も「金属・その他」として分別されるが、1辺が30 cm以内のものに限る。それ以外のは粗大ごみに分類される。

対象物	指定袋に入れる	金属類、ポット、哺乳びん、ガラスコップ、白熱電球、スプレー缶・カセットガスボンベ、アルミホイル、せともの・陶器類、耐熱ガラス、電気コード、時計、ガラス（一度別の袋に入れて「ガラス」と書いてから出す）、針・カミソリやカッターの刃・包丁・アイスピック（紙などに包んでから「針」「刃」などと書いて出す）、使い捨てライター、金属・ガラスとその他の素材との複合品（水筒・おもちゃなど）
	指定袋に入れない	傘（1本ずつ縛って出す）

⑥ 廃乾電池・廃蛍光管・水銀計

廃乾電池・廃蛍光管・水銀計は、家庭で使用したものに限り回収する。

乾電池はビニール袋に入れ、蛍光管は購入した際に入っていた箱か新聞紙等に包んで、ごみステーション内の町内会が用意した回収箱に出すことができる。水銀計は、役場建設環境課に持ち込むか、購入した店に返却する。モバイルバッテリー・使用済電子タバコは、電池を取り外せない場合は乾電池・蛍光管として（袋を乾電池・蛍光管と分ける）、電池を取り外せる場合、製品は金属・その他に、電池は乾電池・蛍光管として出す。

⑦ 粗大ごみ（リサイクル対象品目を除く）

粗大ごみは、町が年3回実施している集団回収に出すか、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して処理する。また、処理費用は排出者負担とする。

なお、電化製品のうち「テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）、洗濯機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機」の家電5品目と家庭用パソコンは、粗大ごみの対象とはしないものとする。

《対象物》

1辺が30cm超の廃棄物で、家電5品目及びパソコン以外の電化製品、家財道具等

⑧ 特定家庭用機器再商品化法対象品目（家電5品目）

家電5品目は、「テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）、洗濯機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機」をいう。

処分方法には、「料金郵便局振込方式」と「料金販売店回収方式」がある。「料金郵便局振込方式」は、排出者が郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定引き取り場所で廃棄物を引き渡す方法である。「料金販売店回収方式」は、新たに購入した小売店か、新たに購入せずに廃棄する場合は、購入した小売店に引き取ってもらう方法である。町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して処理することも出来る。処理費用は、排出者負担である。

⑨ 家庭系パソコン

家庭系のパソコンは、デスクトップ型パソコン（本体）、ノートブック型パソコン、ブラウン管（CRT）式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型のパソコンもリサイクル対象である。プリンター等の周辺機器、ワープロ、サーバーなどは対象外となっている。処理費用は排出者負担である。

なお、家庭で使用したパソコン（ブラウン管式ディスプレイを除く。）やワープロは、資源ポストで使用済小型家電として周辺機器も含めて回収しており、この場合は排出者負担の処理費用は発生しない。

⑩使用済小型家電

使用済小型家電は、パソコン、ワープロ、液晶ディスプレイ、携帯電話、電話機、カーステレオ、デジタルステレオ等を資源ポストで回収する。

⑪その他のごみ

その他のごみについては、購入先に引き取ってもらうか、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して処理する。なお、処理費用は排出者負担とする。

《対象物》 危険物、劇薬物、自動車の部品等

⑫し尿

し尿は、家庭、事業所、公共施設、仮設トイレ等で人体から排出された生し尿を対象とし、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集、処理し、その費用は排出者が負担するものとする。

⑬浄化槽汚泥

浄化槽汚泥として処理されるものには、家庭、事業所、公共施設等の浄化槽、農業集落排水処理施設から生ずる汚泥と厨房等から排出される汚水を濾過する溜め升の汚泥があり、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集、処理し、その費用は排出者が負担するものとする。

⑭事業系ごみ

事業所等から排出されるごみは、鶴岡市のごみ処理施設に自己搬入するか、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に回収・運搬を依頼し処理することとし、その費用は排出者が負担するものとする。

⑮資源

資源は、町内会が実施する集団資源回収、資源リサイクルステーションや資源ポストなどを活用し、再資源化に努めるものとする。

《対象物》 新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、その他の雑紙類、一升瓶・ビール瓶、電化製品（外側が金属）、金属類、発泡スチロール、廃油（エンジンオイル）、ペットボトル、ペットボトルキャップ、使用済小型家電

(2) 家庭系ごみの排出方法及び収集運搬方法

町民は、町内会の設置管理するごみステーションに決められたごみを排出するものとする。家庭系ごみのうち、ごみステーションに排出できるものは、「もやすごみ」「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「びん・缶」「金属・その他」「乾電池・蛍光管」の6種類である。町民がごみステーションに排出する際は、「もやすごみ」「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「びん・缶」「金属・その他」は指定袋に入れるものとする。「乾電池・蛍光管」は、町内会で用意した回収箱に入れるものとする。

ごみステーションに排出されたごみは、三川町一般廃棄物収集運搬業務の受託者が収集運搬し、鶴岡市のごみ処理施設で処理される。また、三川町一般廃棄物収集運搬業務の受託者は、町が所有しているごみ収集車を使用して、各ごみステーションに排出されたごみの収集運搬をするものとする。

また「資源」は、資源リサイクルステーション・資源ポストについては、その資源の種類によって、株式会社グリーンシステム又は東北イートップ株式会社、フジメタルリサイクル株式会社、株式会社鍋元商店、庄内古紙リサイクルに、町内会資源回収分については近隣市町に所在する資源回収業者に依頼し適切な処理をするものとする。

「粗大ごみ」「その他のごみ」については、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼し実費で処理する。

「家電5品目」については、購入した小売店と相談し実費処理することとなるが、購入した小売店が存在しない場合は、町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼し、実費処理することとする。

家庭系パソコンについては、メーカーに連絡し、ゆうパックなどを利用してリサイクル業者に運搬する。運送料及びリサイクル料金は排出者負担となる。

(3) ごみ収集日の指定

家庭系ごみについては、それぞれごみ収集指定日にごみステーション等に排出する。

ごみ収集日は原則として、「もやすごみ」が週2回（毎週火・金曜日）、「プラスチック製容器包装類」と「ペットボトル」が週1回（毎週水曜日）、「びん・缶」と「金属・その他」が隔週1回（隔週木曜日）、「乾電池・蛍光灯」が月1回（毎月第3月曜日）とし、土・日曜日、祝日及び年末年始等の休日は、原則収集しないものとする。

ごみ収集日の具体的な事項については、町が別に定める単年度ごとの一般廃棄物処理実施計画において定めるものとする。

(4) 事業系ごみの排出方法及び収集運搬方法

事業系ごみは、基本的に自己搬入もしくは町の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託することになる。焼却処理はせず、新聞紙、雑誌、段ボールなどの古紙等は資源回収業者等に依頼し、できるだけ再資源化を行ったうえで適正処理するものとする。

(5) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥は町一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼し、実費で処理する。

6. 処分計画

(1) 中間処理

町が委託又は許可をした業者により収集運搬された一般廃棄物のうち、鶴岡市の処理施設への搬入を指示したのものについては、第3章2で述べた処理体系により、その処理を行う。

もやすごみは、鶴岡市クリーンセンターにおいて焼却処理し、焼却によって発生した焼却残渣及び焼却灰は、鶴岡市の一般廃棄物最終処分場に埋立処分するものとする。

プラスチック製容器包装類とペットボトルは、鶴岡市リサイクルプラザに搬入し、それぞれを手選別した後に圧縮梱包され、再資源化される。汚れが目立つものや、再資源化不能なものは焼却処分し、一般廃棄物最終処分場に埋め立てするものとする。

びん・缶は、アルミ缶及びスチール缶は機械により選別し、びんは無色、茶色、その他に手選別された後に再資源化するものとする。

金属・その他は、鶴岡市リサイクルプラザに搬入され、可燃物と不燃物に分けられ

た後、可燃物は焼却処分し、一般廃棄物最終処分場に埋め立てされる。また、不燃物はアルミやスチールを分離して回収し再資源化するが、ガラス類は不燃残渣として埋立処分するものとする。

廃乾電池・廃蛍光管は、鶴岡市リサイクルプラザへ搬入する。

廃乾電池はそのままで、廃蛍光管は鶴岡市リサイクルプラザで破碎処理をした後で、委託した専門業者へ引き渡して処理するものとする。

鶴岡市リサイクルプラザへ町民が自己搬入した粗大ごみは、有価物と残渣に分けられたあと、有価物は資源再生業者へ引き渡し、残渣は鶴岡市一般廃棄物最終処分場に埋立処分するものとする。

し尿、浄化槽汚泥については、し尿処理施設において適正に処理、処分するものとする。

事業者等が廃棄物を処理施設に直接搬入した場合又は収集運搬業許可業者へ依頼して搬入した場合は、鶴岡市の条例に基づき、施設使用料を徴収するものとする。

(2) 最終処分

鶴岡市の一般廃棄物最終処分場において、ごみ焼却施設及び中間処理施設より生ずる処理残渣等を適正に埋立処分、より一層のごみ減量化及び中間処理施設における再資源化に努める。また、埋立地から発生する汚水の適正管理についても十分留意する。

7. その他本計画の推進に関し必要な事項

今後、町民及び事業者等に対し本計画の趣旨及び内容を周知し、理解と協力を求めるとともに、関係機関・団体との連携を強め、本計画が効果的に推進実現されるよう努めるものとする。

《 資 料 》

【関係資料】

I. 計画処理区域内対象人口の予測	29
II. ごみ減量化・再資源化（見込）量積算資料	29
III. ごみ排出量の実績	31
IV. 生ごみ減量実証試験事業実施結果	33
V. ごみの収集・運搬・処分の体系	36
VI. 一般廃棄物処理業許可業者一覧	38
VII. 町内会別ごみステーション数（令和2年12月末現在）	39
VIII. 三川町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～12年度）策定の経過	40
IX. 令和2年度 三川町廃棄物減量等推進審議会委員 名簿	41

【関係例規等】

・美しいまち三川をつくる環境条例	42
・美しいまち三川をつくる環境条例施行規則	46
・三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	47
・三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	49
・三川町廃棄物減量等推進審議会条例	51
・三川町一般廃棄物処理業者処分基準要綱	52
・三川町一般廃棄物処理業者処分審査会設置要綱	54
・廃棄物減量等推進員（クリーンみかわ推進員）設置要綱	55
・三川町資源回収事業交付金交付規程	56

I. 計画処理区域内対象人口の予測

【人口の推移・予測】 (なの花荘入居者含む) (単位：人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人 数	7,608	7,561	7,514	7,467	7,420	7,376	7,332	7,288	7,244	7,200

この数値は、「第2期三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推計人口を用いたものである。次表は、上記の表から、なの花荘入居者80名を減じた数値である。

【計画処理区域内対象人口】 (なの花荘入居者除く) (単位：人)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人 数	7,528	7,481	7,434	7,387	7,340	7,296	7,252	7,208	7,164	7,120

II. ごみ減量化・再資源化（見込）量積算資料

1. 家庭系もやすごみ

(1) 生ごみ処理対策

各種団体への啓発活動（水切り、作り過ぎ・買い過ぎをしない）により、もやすごみの中の生ごみの割合を10%、啓発活動による減量化率を10%と仮定し、8tを減量化で見込むものとする。

R12もやすごみ見込み	生ごみ比率	水分含有率	減量化率
1,325t	× 10%	× 60%	× 10% = 8t

(2) 廃食用油 集団回収普及啓発活動

令和2年度の回収見込みが5930であることから、

R2対象人口	R12対象人口
7,293人	7,120人 = 5930 : X X = 5790

今後も各町内会への啓発活動を継続して行うなどして、令和12年度の回収量目標を1,0000（重量換算で約1t）とする。

(3) 資源回収事業

① 集団資源回収事業の活用

令和2年度現在、ほぼ全ての町内会が集団資源回収を実施しており、1町内会当たりの実施回数は、ほとんどの町内会が年2回または3回実施している現状から推計すると、集団資源回収での資源回収量の飛躍的な増加は見込めないと判断する。よって、資源回収への交付金の交付は引き続き行うものの、今まで以上の減量化量については見込まない。

② 資源リサイクルステーションの活用

資源リサイクルステーションについても、利用の奨励は行うものの減量化量については見込まない。

家庭系もやすごみの減量化量	合計 9.0t
---------------	---------

2. 家庭系プラスチック製容器包装類及びペットボトル

(1) 資源回収事業

①資源リサイクルステーションの活用

食品トレイ以外の発泡スチロールの回収を実施しているが、今後も回収量の大幅な増加は見込めないため、資源リサイクルステーション利用の奨励を引き続き行うが、減量化量については見込まない。

②資源ポストの利用促進

資源ポストにおける回収を充実させるとともに、利用促進の周知及び啓発を強化することにより、ペットボトル回収によるごみの減量化量を平成28年度から令和2年度までの回収実績及びその充実により、次のとおり見込む。

$$200 \text{ kg} \times 12 \text{ か月} = 2,400 \text{ kg} (\cong 2 \text{ t})$$

家庭系プラスチック製容器包装類及びペットボトル減量化量 合計 2 t

3. 家庭系びん・缶 及び 金属・その他

(1) 資源回収事業

①集団資源回収事業の活用

令和2年度現在、ほぼ全ての町内会が集団資源回収を実施しており、金属類を回収している町内会もある。

町が「びん・缶」(緑色)を家庭系一般廃棄物として回収をしており、資源回収の奨励を今後行うが、減量化量については見込まない。

②資源リサイクルステーション及び資源ポストの活用

資源リサイクルステーション及び資源ポストについても利用の奨励を今後行うが、今以上の減量化量については見込まない。

③小学校空き缶回収事業の継続

回収事業は今後行うが、例年の回収量に大きな変化はないと推計し、今以上の減量化量については見込まない。

④住民参加型空き缶回収事業

この事業について、これまでの実績から今後の回収量に大きな変化はないと考えられるため、減量化量については見込まない。

家庭系びん・缶 及び 金属・その他の減量化量 合計 0 t

4. 事業系一般廃棄物

町内の各事業所にごみの減量化への協力を働きかけることにより、全体排出量の

1. 5%が再資源化されるとすると、令和12年度のもやすごみの排出量見込みが1,550 tであるため、約23 tの減量化となる。

事業系一般廃棄物の減量化量 23 t

Ⅲ. ① ごみ排出量の実績（総量）

区 分		計 画 量 (t) ①					実 績 量 (t) ②					比 較 ②/① (%)				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2見込	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系	もやすごみ	1,417	1,405	1,392	1,383	1,313	1,470	1,487	1,459	1,496	1,508	103.7	105.8	104.8	108.2	114.9
	もやさないごみ	プラスチック製容器包装 類・ペットボトル	45	44	44	44	40	45	44	45	46	100.0	100.0	102.3	102.3	115.0
		びん・缶	57	56	56	55	53	55	56	53	54	96.5	100.0	94.6	98.2	101.9
		金属・その他	27	27	27	26	25	26	27	26	34	96.3	100.0	96.3	130.8	144.0
		廃乾電池・廃蛍光管	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.2	2.4	2.2	2.4	100.0	109.1	100.0	104.3	113.0
		小 計	131.2	129.2	129.2	127.3	120.3	128.2	129.4	126.2	135.4	138.6	97.7	100.2	97.7	106.4
	家庭系 計	1,548.2	1,534.2	1,521.2	1,510.3	1,433.3	1,598.2	1,616.4	1,585.2	1,631.4	1,646.6	103.2	105.4	104.2	108.0	114.9
事業系ごみ	1,488	1,491	1,494	1,497	1,500	1,453	1,436	1,524	1,579	1,471	97.6	96.3	102.0	105.5	98.1	
ごみ排出量 合計		3,036.2	3,025.2	3,015.2	3,007.3	2,933.3	3,051.2	3,052.4	3,109.2	3,210.4	3,117.6	100.5	100.9	103.1	106.8	106.3
人口 (人) ※		7,391	7,326	7,261	7,196	7,131	7,509	7,422	7,384	7,379	7,372	101.6	101.3	101.7	102.5	103.4
内、なの花荘入所者数		80	80	80	80	80	78	79	80	79	80	97.5	98.8	100.0	98.8	100.0
なの花荘入所者数を除く		7,311	7,246	7,181	7,116	7,051	7,431	7,343	7,304	7,300	7,292	101.6	101.3	101.7	102.6	103.4

※1 「人口」の計画値は、「三川町人口ビジョン」（平成27年10月策定）の推計人口。

※2 「ごみ排出量」の算定対象とした「人口」は、「なの花荘入所者数」を除いた人口。

※3 「人口」の実績値は、各年度末（令和2年度は実績見込）の住民基本台帳人口。

区 分		計 画 量 (t) ①					実 績 量 (t) ②					比 較 ②/① (%)				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2見込	H28	H29	H30	R1	R2
資源物回収量		317	320	323	326	329	273	273	264	244	243	86.1	85.3	81.7	74.8	73.9
粗大ごみ		13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.4	13.8	17.9	18.7	25.1	99.3	102.2	132.6	138.5	185.9
資源物 合計		330.5	333.5	336.5	339.5	342.5	286.4	286.8	281.9	262.7	268.1	86.7	86.0	83.8	77.4	78.3

区 分		計 画 量 (k0) ①					実 績 量 (k0) ②					比 較 ②/① (%)				
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
し尿		156	148	141	134	127	182	169	154	157	155	116.7	114.2	109.2	117.2	122.0
浄化槽汚泥		1,535	1,543	1,551	1,559	1,567	1,477	1,492	1,546	1,549	1,680	96.2	96.7	99.7	99.4	107.2
し尿及び浄化槽汚泥 合計		1,691	1,691	1,692	1,693	1,694	1,659	1,661	1,700	1,706	1,835	98.1	98.2	100.5	100.8	108.3

Ⅲ. ② ごみ排出量の実績（1人1日当たり）

区 分		計 画 量 (g/人・日) ①					実 績 量 (g/人・日) ② ※1					比 較 ②/① (%)					
		H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2見込	H28	H29	H30	R1	R2	
家庭系	もやすごみ	531.1	525.8	520.6	515.4	510.1	542.0	554.8	547.3	559.9	566.6	102.0	105.5	105.1	108.6	111.1	
	もやさないごみ	プラスチック製容器包装類・ペットボトル	16.8	16.4	16.1	15.8	15.6	16.6	16.4	16.9	16.8	17.3	98.8	100.1	104.8	106.6	110.8
		びん・缶	21.3	21.1	21.3	20.7	20.5	20.3	20.9	19.9	20.2	20.3	95.2	99.0	93.3	97.6	99.0
		金属・その他	10.0	10.0	10.0	10.0	9.7	9.6	10.1	9.8	12.7	13.5	95.9	100.7	97.5	127.3	139.4
		廃乾電池・廃蛍光管	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	101.4	111.9	91.7	99.8	108.5
		小 計	48.9	48.3	48.3	47.4	46.7	47.3	48.3	47.3	50.7	52.1	96.7	100.0	98.0	106.9	111.5
	家庭系 計	580.0	574.1	568.9	562.8	556.8	589.2	603.1	594.6	610.6	618.7	101.6	105.0	104.5	108.5	111.1	
人口（人）※		7,391	7,326	7,261	7,196	7,131	7,509	7,422	7,384	7,379	7,372	101.6	101.3	101.7	102.5	103.4	
内、なの花荘入所者数		80	80	80	80	80	78	79	80	79	80	97.5	98.8	100.0	98.8	100.0	
なの花荘入所者数を除く		7,311	7,246	7,181	7,116	7,051	7,431	7,343	7,304	7,300	7,292	101.6	101.3	101.7	102.6	103.4	

※1 「人口」の計画値は、「三川町人口ビジョン」（平成27年10月策定）の推計人口。

※2 「g/人・日」の算定対象とした「人口」は、「なの花荘入所者数」を除いた人口。

※3 「人口」の実績は、各年度末（令和2年度は実績見込）の住民基本台帳人口から、「なの花荘入所者数」を除いた人口。

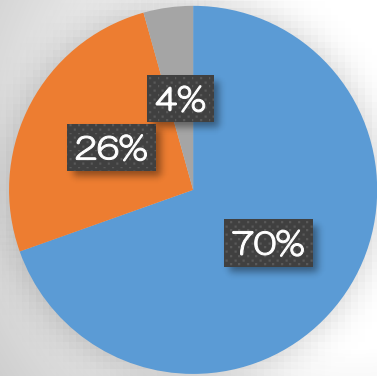
IV. 生ごみ減量実証試験事業実施結果

平成29年度から令和2年度まで実施した標記事業について、以下のとおりの結果となった。

【平成29年度】水切りのみ（8名）と、堆肥として使用（15名）の2種類の試験。

1. 水切りバケツの使い勝手

全23名



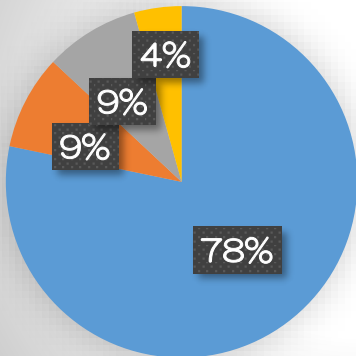
- とても使いやすい・使いやすい 16名 【70%】
- 使いづらい・とても使いづらい 6名 【26%】
- 無回答 1名 【4%】

【理由】

- 使いやすい
→水分が少なくなり、持ち運びやすい。二重構造と密閉性が良い。手軽で使いやすい。
- 使いづらい
→蓋がきつい。中の水切り容器の取っ手が錆びた。バケツが大きくごみの量と合わず未使用。 など

2. バケツ使用後の削減効果

全23名



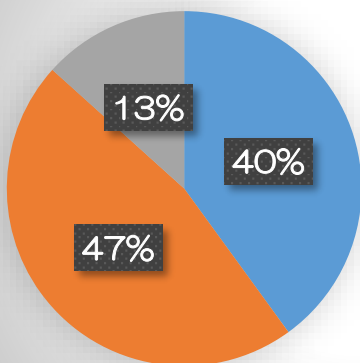
- 削減効果あり 18名 【78%】
- 削減効果なし 2名 【9%】
- その他 2名 【9%】
- 無回答 1名 【4%】

【削減効果あり】と回答した方の内容

- 水切りでごみが軽量化した。
- ごみを出す回数が減った。 など

3. 堆肥はできたか

全15名



- できた 6名 【40%】
- できなかった 7名 【47%】
- 無回答 2名 【13%】

• 作れたと回答した方の活用方法→庭の樹木や畑の堆肥とした。

• 作れなかった方の理由
→冬季のためまだ実施していない。魚の骨や貝殻を分けるのが面倒。バケツが小さいために堆肥になる前に生ごみで満杯になった。

など

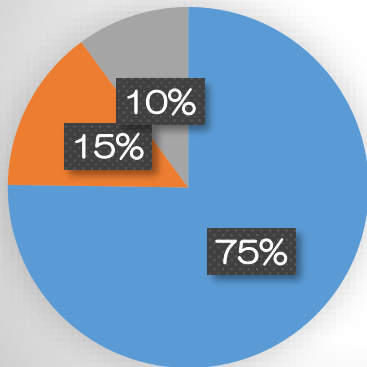
アンケート結果より挙げられた問題に対応しうる新たな商品を検討し、平成30年度に「不思議なバケツ」いきいきパールを採用し令和2年度まで使用した。

【平成30年度～令和2年度】

「不思議なバケツ」いきいきパール使用後アンケート結果（109名中109名回答）

1. 使い勝手

全109名



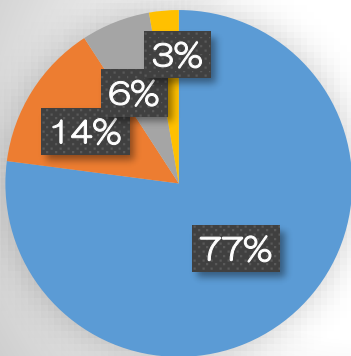
- とても使いやすい・使いやすい 82名【75%】
- 使いづらい・とても使いづらい 16名【15%】
- いずれにも該当しない 11名【10%】

【理由】

- ・使いやすい
→台所に置いても邪魔にならないサイズ。衛生的で手間がかからない。
- ・使いづらい
→蓋を開ける際に脚で挟まないと開けにくい。臭いは気にならなかったが、家族が多いと処理が間に合わない。発酵が進まない。 など

2. 使用後の削減効果

全109名



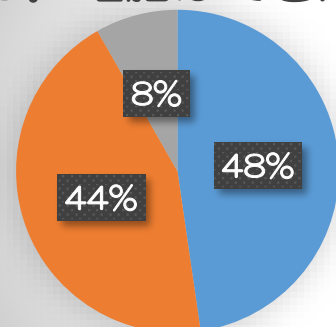
- 削減効果あり 84名【77%】
- 削減効果なし 15名【14%】
- その他 7名【6%】
- 無回答 3名【3%】

【削減効果あり】と回答した方の内容

- ・量が半分くらいになった。
- ・ごみとして出す回数が減った。 など

3. 堆肥はできたか

全109名



- できた 52名【48%】
- できなかった 48名【44%】
- 無回答 9名【8%】

・作れたと回答した方の活用方法→畑の肥料とした。ほかしを入れて堆肥を作った。

・作れなかった方の理由
→野菜くずを細かくしなかったため堆肥にならなかった。 など

効果 削減効果ありと回答した方が全体の77%であり、堆肥も約48%の方ができたとの回答であった。もやすごみに含まれる生ごみは約10%、そのうち重量としては60%が水分であることから、ごみ減量について一定の効果があったと思われる。

課題 本事業はごみ減量に関心のある方に配付し、使用していただいたが、ごみ減量のためには関心のない方からも取り組んでもらうことが必要であるため、興味をもってもらふ工夫をする必要がある。

IV. ② 令和2年度 生ごみ減量実証試験事業アンケートでいただいた意見

○10ℓ バケツ 2つでは、4 人家族では間に合わなかった。(キャベツの葉、芯など大きめの物を細かくカットして入れるなどの工夫が必要だった。)

○生ごみ減量(処理バケツの配付)やその時に作った堆肥を利用してグリーンカーテンを作るなど、バケツ配付とグリーンカーテン作戦を連動・一体化させると町民ももっと興味を持つと思う。それとカラーの1枚の配付用チラシを広報に入れたりポスターを貼ったり、もっと目立つ工夫・興味を引く工夫・楽しそう参加したいと感じさせる工夫が必要。今回このバケツを使用し無農薬で育てている野菜や花などに良い影響を与えることができた。来年もこのバケツを使い友人にも勧めていきたい。

○目標に対してどのくらい減っているか広報などで知らせていただけると励みになる。

○毎日の生ごみの削減になればと使ってみたが、堆肥には至らなかった。使い方が悪いのか不明だが、実際に使用した人の感想も聞きたい。

○生ごみ処理機の購入を考えたこともあったが、ランニングコストを考えると、生ごみ処理用バケツやコンポストを活用することが生ごみの減量につながると思う。ただ穴を掘るなど労力を伴ってしまうので、高齢の家や土地のない家庭は難しい。良い案は随時発信していただきたい。

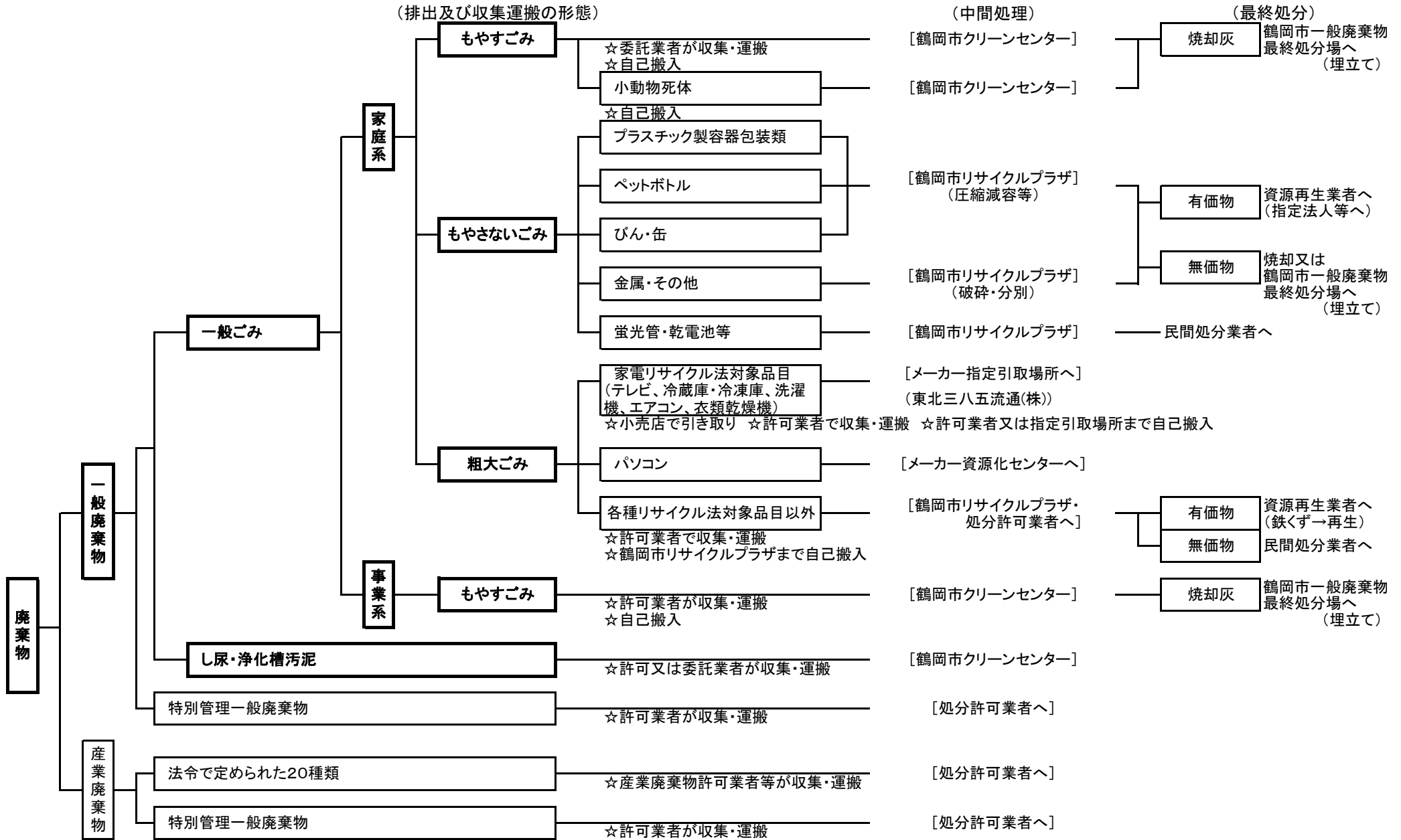
○畑から出た大きい野菜の残がいを庭の隅に積んでいるが、これも上手に堆肥にできる方法があったら知りたい。

○生ごみ減少の意識向上につなげていただいたことをうれしく思う。継続使用し生ごみ減量化のお手伝いができたらと思っている。

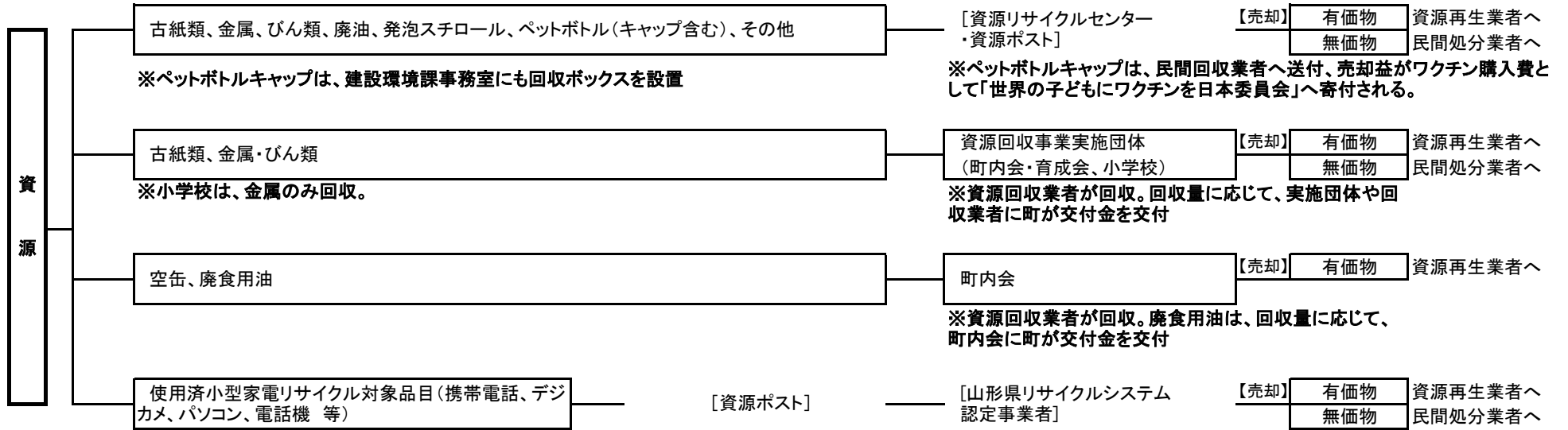
○生ごみを乾燥させて土になるバケツ(機械)がほしい。生ごみが土になれば、冬の間土を溜めて春の種まき(植)などに使えると思う。

○個人で生ごみの減量化を実感でき、この事業に参加して良かった。穴を掘り埋める場所がない人には町で回収するシステムを作っていただきたい。三川町で家庭の生ごみを回収して、長井市の「レインボープラン」のようにしていただきたい。

V. ごみの収集・運搬・処分の体系①



V. ごみの収集・運搬・処分の体系②



VI. 一般廃棄物処理業許可業者一覧

収集運搬業許可業者(事業系ごみ)

(令和3年3月31日現在)

会社名称	郵便番号	所在地	電話番号
(株)環境管理センター	997-0011	鶴岡市宝田三丁目16番20号	0235-25-0801
(株)理水	997-0013	鶴岡市道形町18番16号	0235-24-3197
東北環境開発(株)	997-0845	鶴岡市下清水字打越2番地の1	0235-24-3110
(有)大滝商店	997-0854 997-0841	(本社)鶴岡市大淀川字洞合68番地 (事業所)鶴岡市白山字村北128番地1	(本社)0235-29-6662 (事業所)0235-22-1889
庄内環境衛生事業(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-2244
庄内環境整備(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-0496
東北イトップ(株)	999-7604	鶴岡市藤浪四丁目104番地2	0235-64-5785
(株)エコー	998-0832	酒田市両羽町325番地の1	0234-22-7333
(株)今野運輸	998-0102	酒田市京田一丁目5番地の22	0234-31-3488
環水工業(株)	999-7611	鶴岡市上藤島字街道西3番地の1	0235-64-2559
(株)庄交コーポレーション	997-0031	(本社)鶴岡市錦町2番60号 (事業所)鶴岡市日和田町20番32号	(本社)0235-22-3033 (事業所)0235-25-1380
(有)朝日環境衛生	997-0403	鶴岡市越中山字立岩40番地16	0235-53-2811
庄内市場運送(株)	998-0125	酒田市広野字福岡150番地	0234-92-2113
ウィズ環境(株)	999-7541	鶴岡市西目字水上沢129番地5	0235-35-3569
ミカワ精工(株)	998-0875	酒田市東町一丁目14番地の23	0234-24-3871
(株)管理システム	998-0102 997-0303	(本社)酒田市京田二丁目69番8号 (事業所)鶴岡市たらのき代字早坂686番地	(本社)0234-41-1355 (事業所)0235-57-3225
(株)鈴木工務店	997-1124	鶴岡市大山三丁目16番39号	0235-28-2758
(株)ニッタ	997-0845	鶴岡市下清水字内田元21番地17	0235-24-5200
(株)浅賀建設	999-7677	鶴岡市大半田字宮田7番地1	0235-22-6219
森建設工業(株)	999-7611	鶴岡市上藤島字街道西3番地の1	0235-64-2362

収集運搬業許可業者(し尿)

庄内環境整備(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-0496
-----------	----------	--------------	--------------

浄化槽清掃業許可業者

(株)環境管理センター	997-0011	鶴岡市宝田三丁目16番20号	0235-24-1048
(株)理水	997-0013	鶴岡市道形町18番16号	0235-24-3197
東北環境開発(株)	997-0845	鶴岡市下清水字打越2番地の1	0235-24-3110
庄内環境衛生事業(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-2244
庄内環境整備(株)	997-0018	鶴岡市茅原町29番23号	0235-22-0496
環水工業(株)	999-7611	鶴岡市上藤島字街道西3番地の1	0235-64-2559
(有)朝日環境衛生	997-0403	鶴岡市越中山字立岩40番地16	0235-53-2811

処分業許可業者(中間処理)

(株)理水	997-0013	鶴岡市道形町18番16号	0235-24-3197
東北環境開発(株)	997-0845	鶴岡市下清水字打越2番地の1	0235-24-3110
フジメタルリサイクル(株)	144-0052	東京都大田区蒲田本町二丁目33番8号	0235-35-1141

VII. 町内会別ごみステーション数

(令和3年3月31日現在)

町内会	可燃・不燃兼用	可燃専用	合計	内、アパート分	備考
横山上	5		5		
横山中	4		4	1	
横山下	5		5	1	
土橋	1		1		
助川	1		1		
堤野	1		1		
横内	2		2		
竹原田	1		1		
加沼	2		2		
小尺	1		1		
横川	2		2		
小計	25	0	25	2	
青山	1		1		
天神堂	2		2		
尾花	1		1		
猪子	2	5	7		
猪子(大堰端)	1		1		
成田新田	2		2		
東沼	3		3		
すみよし	2		2		
小計	14	5	19	0	
三本木	3		3	1	
袖東町	9		9	5	
桜木町	2		2	1	
対馬	1		1		
上町	6		6		
押切中町	11		11		
押切下町	3		3		
落合	1		1		
土口	5		5		
小計	41	0	41	7	
公共施設	8		8		役場、横山小、東郷小、押切小、三川中、みかわ保幼、テオトル、社福
合計	88	5	93	9	

VIII. 三川町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～12年度）策定の経過

期 日	会 議 名 等
令和2年7月20日	令和2年度 第1回三川町廃棄物減量等推進審議会 （三川町役場 講堂） ≪議事≫ 議第1号 三川町廃棄物減量等推進審議会会長の互選について 議第2号 令和2年度三川町一般廃棄物処理実施計画（案）について 議第3号 三川町一般廃棄物処理基本計画の改定について
令和3年1月20日	令和2年度 第2回三川町廃棄物減量等推進審議会 （三川町役場 大会議室） ≪議事≫ 議第4号 三川町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～12年度）（素案）について
令和3年3月4日	令和2年度 第3回三川町廃棄物減量等推進審議会 （三川町役場 大会議室） ≪議事≫ 議第5号 三川町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～12年度）（原案）について

IX. 令和2年度 三川町廃棄物減量等推進審議会委員 名簿

【委員】 (任期：自 平成31年4月1日 至 令和3年3月31日)

	氏 名	役 職 名
会 長	本 間 武	三川町町内会長連絡協議会 会長
会長代理	五十嵐 芳 子	三川町食生活改善推進協議会 会長
	阿 部 たみ枝	三川町保健委員協議会 会長
	本 間 伸	三川町民生児童委員協議会 厚生部長
	山 科 和 広	三川町一般廃棄物収集運搬業務受託者
	笹 渕 健 市	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長
	山 口 宏	庄内たがわ農業協同組合三川支所長
	若 生 実	出羽商工会西部センター長

【事務局】

氏 名	役 職 名
丸 山 誠 司	建設環境課 課長
木 村 功	建設環境課 環境整備主査兼係長
林 愛	建設環境課 環境整備係 主事

前文

私達の町三川は、西は日本海、北に秀峰島海山、南東は霊峰月山を主とした出羽三山や朝日山系に囲まれた田園風景優美な庄内平野の中央部に位置し、四季折々の恵みに生まれ、豊富な水と緑が織り成す悠久の自然と、先人が守り育ててきた数々の歴史・文化遺産を受け継いできた。

私達は、これら先人の意志を尊び、今後とも町民が共有する自然と環境を護り、活かし、そして創りあげて、後世に引き継がなければならない。

ここに、全町民がそれぞれの責務を自覚し、互いに協調するとともに、すべての英知と総力を結集し、美しく誇り高い郷土づくりをめざし、良好な環境の保全と創造に努めることを決意し、その実現のためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町長、町民及び事業者が互いに協調して、この町の良好な環境の保全及び創造を図り、健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「良好な環境」とは次に掲げる条件を満たしている環境をいう。

- (1) 事業活動その他の人の活動に伴い発生する公害等により、町民の健康及び生活が阻害されていないこと。
- (2) 循環を基調とした生態系が健全な状態に維持され、町民と自然の豊かなふれあいが確保されていること。
- (3) 身近な自然、潤いのある景観、特色ある優れた町並み等が保全又は創造され、美しく誇り高い郷土づくりがなされていること。
- (4) 高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての町民に対し安全で快適な福祉環境が整備されていること。
- (5) 史跡、文化財その他の文化歴史環境が適正に保全されていること。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (2) 緑花木 花卉及び花木類その他街並みの緑化に資するものをいう。
- (3) 所有者等 土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 空き地等 住宅地及びその周辺の空閑地、休耕地等をいう。
- (6) 空き缶等 飲食料品等を収納していた缶、びん、その他の空容器をいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施し、町民が安全で快適な生活を営めるよう努めなければならない。

- 2 町長は、町民に良好な環境の保全及び創造に関する知識を普及させ、かつ、町民の意識の高揚に努めなければならない。
- 3 町長は、国、県及び近隣の地方公共団体との連携を密にし、広域的な見地での良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 4 町長は、環境破壊の恐れがあり、その防止に関し国又は県の措置が必要であると認めるときは、国又

は県に対し必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、良好な環境の保全及び創造について関心を高め、地域の良好な環境の形成に努めるとともに、自らの活動が良好な環境を壊すことのないよう配慮し、町長その他行政機関が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

2 町民は、自然環境の保全及び緑豊かな町の実現に努めるとともに、郷土の文化的遺産を継承し、人にやさしく人間性豊かな生活を創造し、かつ、発展させるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により良好な環境を破壊することのないよう、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが積極的に良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。

3 事業者は、町長その他行政機関が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

(緑化等の推進)

第6条 町長は、緑豊かな街並みの景観確保に資するため、町民及び事業者が積極的に緑花木の植栽に努めるよう、必要な知識の普及と意識の高揚に努めなければならない。

2 町長その他の公共施設の管理者は、その管理する学校、公園、広場、道路その他の公共施設に緑花木を植栽し、かつ、適正な管理に努めなければならない。

3 町長は、国等が行う公共事業の実施にあたっては、緑花木の積極的な植栽及び適正な管理に努めるよう要請するものとする。

4 町民及び町内会は、所有又は管理する土地等に緑花木を植栽し、かつ、適正な管理を行い、緑豊かな郷土づくりに努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力するものとする。

5 事業者は、事業所等の敷地に緑花木を植栽し、かつ、適正な管理を行い、当該事業所等の緑化に努めるものとする。

(町の木、町の花)

第7条 町長は、町の木、町の花を定め、緑化思想の高揚と町の特色づくりを推進するものとする。

(緑地等の保全)

第8条 町長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、農地及び河川敷等緑地の積極的な保全を図るとともに、都市公園等の公園整備並びに自然緑地の整備に努め、緑豊かな街並み景観の創造に努めなければならない。

(公害の防止)

第9条 町民及び事業者は、その活動により大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を生じさせ、人の健康又は生活環境を損なうことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所等の美観保持)

第10条 すべての町民及び旅行者等(以下「町民等」という。)は、みだりに道路、広場、河川、水路その他の公共の場所、若しくは民有地等に廃棄物を捨て、又は放置等により、美観を損ね、又は汚損するなどの不衛生な行為をしてはならない。

2 土地又は建物の所有者等は、常にその所有又は管理する場所において、廃棄物の散乱を防止するとともに、みだりに廃棄物が捨てられないような環境整備に努めなければならない。

(空き地等の管理義務)

第11条 空き地等の所有者等は、当該場所の適正な管理に努めなければならない。

2 空き地等の所有者等は、火災等の災害発生を防止するため、雑草又は枯れ草等の可燃物を恒常的に除

去、処分するとともに、衛生害虫等の発生防止に努めるなど、周辺環境の維持向上に関し必要な措置を講じなければならない。

- 3 空き地等を作業場及び物置場又は駐車場等として利用し、又は利用させているときは、そこでの作業又はそこに置かれた物等により、近隣住民等の生命、身体に危害を及ぼし、又は生活環境を阻害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第12条 町長は、空き缶等の散乱による生活環境の悪化を防止するため、町民等に対し空き缶等散乱防止の意識高揚に努めなければならない。

- 2 町民等は、空き缶等の散乱を防止するため、家庭の外で自らが生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力するものとする。
- 3 事業者のうち、缶、びん、その他の容器に収納した飲食料品等を製造する者及び当該物を店舗又は自動販売機において販売する者は、再利用又は再資源化可能な容器の利用に努めるとともに、販売する場所に空き缶等の回収容器を設け、自らの責任において適正に処分し、空き缶等の散乱防止を実施しなければならない。

(家庭及び事業所等からの排水の処理)

第13条 町長は、家庭及び事業所等の厨房、浴室等の排水による水路、河川等公共用水域の汚濁の防止を図るため、生活排水処理計画を定め、下水道等の整備に努めなければならない。

- 2 町民及び事業者は、下水道等整備に関する施策に協力するとともに、土地又は建物の所有者等は、排水管及び汚水ます等排水設備の機能保持に努めなければならない。

(特定環境形成地域等の指定)

第14条 町長は、良好な環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、特定の地域、景観、建造物及び樹木等を特定環境形成地域等として指定することができるものとする。

- 2 町長は、前項による特定環境形成地域等を指定しようとするときは、当該地域等の関係者及び審議会等関係機関の意見を聴かななければならない。
- 3 町長は、特定環境形成地域等を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、特定環境形成地域等の指定の変更又は解除について準用する。
- 5 特定環境形成地域等に指定された地域等において、良好な環境の保全及び創造に影響を及ぼす恐れのある土地の造成、建造物の建築、樹木の伐採、屋外広告物の掲示その他の行為をしようとする者は、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(福祉環境の整備)

第15条 町長は、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての町民が建築物等を安全かつ快適に利用できるような福祉環境の整備を図るため、必要な知識の普及と意識の高揚に努めなければならない。

- 2 町長その他の公共施設の管理者は、その管理する公共施設の福祉環境の整備に努めなければならない。
- 3 町民及び事業者は、その所有又は管理する建築物等の福祉環境の整備に努めるものとする。

(審議会等の設置)

第16条 町長は、必要に応じ、良好な環境の保全及び創造のための重要事項について審議する審議会その他の機関を設置することができる。

(助言及び指導等)

第17条 町長は、良好な環境の保全及び創造を図るため、町民及び事業者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 前項の規定による助言又は指導に基づいて行う措置等に要する費用の一部について、予算の範囲内で助成することができる。

3 町長は、前2項の指導及び助成を行ったときは、その措置に関して必要な報告を求めることができる。

(協定等の締結)

第18条 町長は、良好な環境の保全及び創造のために、必要があると認めるときは、町民及び事業者と協定等を締結することができる。

(勧告及び公表)

第19条 町長は、公害等により著しく環境を悪化させる行為をし、又はその恐れのある行為をしようとする者に対し、必要な勧告を行い、勧告を受けたものが勧告に従わないときは、その内容を公表することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美しいまち三川をつくる環境条例（平成7年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(空き缶等の回収容器)

第3条 条例第12条第3項の規定による空き缶等の回収容器は、次の各号に掲げる要件を備えるものであること。

- (1) 材質は、金属、プラスチック等で容易に破損しないものであり、安定性があること。
- (2) 容量は、店舗又は自動販売機の販売能力に応じた適切なものであること。
- (3) 空き缶等の素材が複数である場合は、それぞれ素材ごとの回収容器を設置すること。
- (4) 回収した空き缶等は、再資源化が図られるよう事業者自らの責任において適正に処分すること。

(審議会)

第4条 条例第16条の規定による審議会は、三川町廃棄物減量等推進審議会条例（平成5年条例第15号）に基づく、三川町廃棄物減量等推進審議会とする。

(勧告)

第5条 条例第19条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）によるものとし、勧告を受けた者は、措置完了後に措置報告書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(公表)

第6条 条例第19条の規定による公表は、勧告に係る措置報告書の提出がなく、かつ措置完了期限を過ぎても勧告に係る措置が完了していないことを確認した場合、町広報紙上に住所、氏名及びその内容等を掲載して行うものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

様式第1号及び様式第2号 略

三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月19日条例第5号

改正 平成25年3月19日条例第11号

令和元年12月10日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及びその他法令に定めるもののほか、町の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画の公示)

第2条 町長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、速やかに公示するものとする。

(住民の責務)

第3条 法第6条の2第4項に規定する土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物の排出を抑制するとともに、その生じた一般廃棄物は生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するよう努めるものとし、自ら処分しがたい一般廃棄物については、各別の分別容器に収容し、所定の場所に集める等、町長の指示する方法に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第4条 町長は別に定める土地又は建物の占有者に対し、法第6条の2第5項の規定による減量計画の作成、運搬すべき場所及び方法等を指示することができる。

(一般廃棄物処理業の許可)

第5条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、町長に申請し許可を受けなければならない。法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

2 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、町長に申請し許可を受けなければならない。法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲を変更しようとするときもまた同様とする。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第6条 町長は、前条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業を行うことを許可したとき又は当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に許可証を交付する。

2 町長は、前条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき又は当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に許可証を交付する。

3 第1項又は前項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「処理業者」という。)は、第1項又は前項の許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその理由を町長に申し立て、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出)

第7条 法第7条の2第3項の規定により、一般廃棄物収集運搬業者又は、一般廃棄物処分業者は、その事業を廃止又は住所等を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があり、当該届出が前条の規定により交付した許可証の記載事項に係るものである場合は、許可証を書き換えて当該届出をした者に交付するものとする。

(許可証の返納)

第8条 処理業者は、許可証の有効期間が満了し、又はその許可が取消されたときは、その日から10日以内に許可証を町長に返納しなければならない。

(処理業者及び従事者の遵守事項)

第9条 処理業者及び従事者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 処理業者はその従事者が作業に従事するときは、常に身分を明らかにする身分証を携帯させなければならない。

(2) 従事者は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(浄化槽清掃業)

第10条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関しては、第5条第1項前段、第6条第1項及び第3項並びに第7条から前条までの規定を準用する。

(浄化槽清掃業変更届)

第11条 浄化槽法第37条の規定により、浄化槽清掃業者は、住所等を変更したときは、当該変更の日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業廃止届)

第12条 浄化槽法第38条の規定により、浄化槽清掃業者等は、その事業を廃止したときは、当該廃止の日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第13条 第5条及び第10条の規定により、許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする際、次の各号に掲げる手数料を納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき7,330円

(2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき7,330円

(3) 一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料 1件につき7,330円

(4) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき7,330円

(清掃指導員の設置)

第14条 廃棄物の減量化、資源化の推進並びに法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項の規定により立入検査及び廃棄物の処理に関する職務を行わせるため、清掃指導員をおく。

2 清掃指導員は、町職員のうちから、町長が命ずる。

(廃棄物減量等推進審議会の設置)

第15条 法第5条の7の規定により、廃棄物減量等推進審議会をおく。

(廃棄物減量等推進員の設置)

第16条 法第5条の8の規定により、廃棄物減量等推進員をおく。

2 廃棄物減量等推進員は、町民のうちから、町長が委嘱する。

(報告の徴収)

第17条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法又は浄化槽の清掃に関して、町長が定めるところにより報告しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成5年3月19日条例第5号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）第18条に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(占有者の範囲)

第2条 条例第4条に規定する占有者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 学校、病院、旅館、料理店、映画館、百貨店、市場及びその他これに類する多数の者の出入りする事業所等の占有者

(2) 官公署、公社、事務所、工場及びその他これに類する多数の者の勤務する事業所等の占有者
(一般廃棄物処理業の許可申請)

第3条 条例第5条第1項前段の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別記様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項前段の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（別記様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

3 条例第5条第1項後段又は条例第5条第2項後段の規定により、事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（別記様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

(許可証)

第4条 条例第6条第1項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（別記様式第4号）とする。

2 条例第6条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物処分業許可証（別記様式第5号）とする。

(許可証の再交付)

第5条 条例第6条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（別記様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により廃止又は変更したときは、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（別記様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請等)

第7条 条例第10条で準用する条例第5条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（別記様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業許可証)

第8条 条例第10条で準用する条例第6条に規定する許可証は、浄化槽清掃業許可証（別記様式第9号）とする。

(浄化槽清掃業の変更又は廃止の届出)

第9条 条例第11条又は第12条の規定により、変更又は廃止したときは、浄化槽清掃業変更・廃止届出書（別記様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業許可証の再交付)

第10条 条例第10条で準用する条例第6条第3項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（別記様式第11号）を、町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 条例第17条に規定する報告は、翌月の5日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（別記様式

第12号)又は、浄化槽清掃業務実績報告書(別記様式第13号)を、町長に提出することにより行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成13年4月1日規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、三川町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、本町における廃棄物の減量等の推進並びに生活環境の保全に関し次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化等の推進に関すること。
- (3) 水質汚濁等生活環境への影響評価及び防止対策に関すること。
- (4) その他廃棄物の適正処理並びに生活環境の維持向上に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体等の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長が予め指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長があたる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3の規定による許可の取消し等（以下「処分」という。）に係る基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分の対象)

第2条 処分、法第7条第1項又は第4項の規定に基づき町長から一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、法第7条の3各号に該当する場合において、行政指導だけでは法の目的を達成できないと認められるものについて行うものとする。

(処分の種類)

第3条 この要綱により基準を定める処分は、許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令とする。ただし、事業の停止命令にあつては、次の各号の1に該当する場合に、事業の一部の停止を命ずるものとする。

- (1) 違反行為等の内容が許可を受けた事業に直接係わらないもので、かつ、事業の全部の停止により町民生活に及ぼす影響が大きいと認められる場合
- (2) 事業の全部の停止により生活環境の保全に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(処分の基準)

第4条 処分の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に関し違反行為等があった場合は、別表第1及び別表第2に準じて処分を行うものとする。

(加重)

第5条 次の各号の1に該当する場合は、停止期間を加重することができるものとし、加重期間は、別表第2に定める停止期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為等の結果、生活環境の保全に重大な支障が生じた場合
- (2) 違反行為等が悪質である場合
- (3) 以前に処分を受けている場合
- (4) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる場合

(軽減)

第6条 次の各号の1に該当する場合は、処分を軽減することができるものとし、許可取消しに係る軽減を行う場合については事業停止90日、事業の停止に係る軽減を行う場合については、別表第2の停止期間の2分の1を限度とする。

- (1) 自主的に適正な是正措置を講じたと認められる場合
- (2) 違反行為等について、情状酌量の余地があると認められる場合
- (3) その他軽減するに足りる相当の理由があると認められる場合

(複数の違反行為等)

第7条 別表第2に掲げる対象事由の複数に該当する場合における停止期間は、最も長い停止期間に他の対象事由に係る停止期間の2分の1を加算した期間とし、60日を限度とする。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第12号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 許可の取消し

対象事由	
1	一般廃棄物収集運搬業無許可営業（法第7条第1項適用）
2	一般廃棄物処分業無許可営業（法第7条第4項適用）
3	一般廃棄物処理業の無許可変更（法第7条の2第1項適用）
4	一般廃棄物処理業者の事業停止等命令違反（法第7条の3適用）
5	一般廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反（法第7条の4適用）
6	一般廃棄物処理業の委託禁止違反（法第7条第10項適用）
7	一般廃棄物無確認輸出（法第10条第1項適用）
8	一般廃棄物の投棄（法第16条適用）
9	一般廃棄物の焼却禁止違反（法第16条の2適用）
10	改善命令違反（法第19条の3適用）
11	措置命令違反（法第19条の4第1項適用）
12	法第7条の3第2号に該当した場合（改善が不可能な場合に限る。）
13	欠格要件に該当するに至った場合（法第7条の3第3号適用）
14	別表第2に掲げる違反行為等があった場合で、その結果、生活環境の保全に極めて重大な支障が生じた場合
15	別表第2に掲げる違反行為等があった場合で、当該違反行為等が極めて悪質である場合
16	事業の停止命令を受けた日から5年以内に、再び別表第2に掲げる違反行為等があった場合

別表2 事業の停止

対象事由	停止期間
1 一般廃棄物処理業許可条件違反（法第7条第11項適用）	30日
2 一般廃棄物処理に係る超過料金収受違反（法第7条第12項適用）	10日
3 一般廃棄物処理基準違反（法第7条第13項適用）	30日
4 帳簿備え付け及び記載義務違反（法第7条第15項適用）	30日
5 帳簿保存義務違反（法第7条第16項適用）	30日
6 一般廃棄物処理業者の廃止変更届出義務違反（法第7条の2第3項適用）	30日
7 報告違反（法第18条適用）	30日
8 立入検査拒否、妨害、忌避（法第19条第1項、第2項適用）	30日
9 登録廃棄物再生事業者の名称の無断使用（法第20条の2第3項適用）	10日
10 法第7条の3第2号に該当した場合（別表第1に掲げる場合を除く。）	必要な改善期間
11 法第7条の3第3号に該当した場合	30日

三川町一般廃棄物処理業者処分審査会設置要綱

平成14年1月1日訓令第6号
改正 平成16年4月1日訓令第3号
平成19年4月1日訓令第5号
平成24年4月1日訓令第15号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条の3の規定による許可の取消し等(以下「処分」という。)を公正に行うため、三川町一般廃棄物処理業者処分審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副町長、副会長は総務課長、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉課長
- (2) 建設環境課長
- (3) 産業振興課長

(会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、建設環境課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日訓令第15号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

廃棄物減量等推進員（クリーンみかわ推進員）設置要綱

平成5年3月31日
告示第24号

（目的）

第1条 この要綱は、三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第5号）第16条に基づき、廃棄物の適正な処理及び減量化等を推進するため、廃棄物減量等推進員（通称「クリーンみかわ推進員」と呼ぶ。（以下「推進員」という。））の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 推進員の職務は次のとおりとする。

- （1）町が定める廃棄物の収集、処理計画の推進に関すること。
- （2）町内会の廃棄物集積所における適正排出の啓発に関すること。
- （3）廃棄物の減量化に関する情報提供及び調査活動に関すること。
- （4）その他地域環境の維持向上に関すること。

（委嘱）

第3条 推進員は、次に掲げる要件を備える者のうちから、町内会長の推薦により町長がこれを委嘱する。

- （1）地域における環境美化及び廃棄物の適正処理等に深い関心を有する者
- （2）廃棄物減量化等町の施策の推進及び関係機関、団体との連携活動等に積極的に参加できる者

（定数）

第4条 推進員の定数は33名以内とし、各町内会に1名を置くものとする。ただし、総世帯数が100世帯を超える町内会にあっては2名を置くことができるものとする。

（任期）

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、町内の団体等が行う集団資源回収事業（以下「資源回収」という。）について、資源物の再利用及び再資源化の促進をもって廃棄物の減量化を図ることを目的として交付する交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付金は、次の各号に掲げる団体等に交付するものとする。

- (1) 資源回収を実施する三川町内の町内会、育成会（子ども会）、その他三川町の住民で組織する団体及び町立各小学校（以下「資源回収実施団体」という。）
- (2) 資源回収実施団体が回収した資源ごみを引き受けた業者で、かつ、次条に掲げる要件を満たす業者（以下「資源回収業者」という。）

(資源回収業者の要件)

第3条 資源回収業者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 庄内地域に事務所を有し、資源回収業を営んでいること。
- (2) 回収した資源ごみを確実に再資源化できる流通経路を確保していること。
- (3) 暴力団、反社会的団体の構成員及び準構成員ではないこと。

(交付金の対象及び額)

第4条 資源回収実施団体に対する古紙類、金属類及びびん類の回収に係る交付金の額は、回収した資源ごみの量に、資源ごみの種別に応じ、次に掲げる単価を乗じて得た額（合計額が2,000円未満の場合は、2,000円。）とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙類（新聞紙、段ボール） 1キログラム当たり4円
- (2) 古紙類（雑誌類、牛乳パック、その他雑紙） 1キログラム当たり7円
- (3) 金属類 1キログラム当たり4円
- (4) びん類 1本当たり2円

2 前項に掲げる資源ごみを資源回収業者へ直接搬入した場合は、1回につき3,000円を加算する。

3 資源回収実施団体に対する廃食用油の回収に係る交付金の額は、当該年度の回収量合計が0リットルを超え10リットル以下の場合1,000円とし、10リットルを超える回収量については、1リットル（1リットル未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）当たり40円を乗じて得た額を加算する。

4 資源回収業者に対する交付金の額は、資源回収実施団体から回収した資源ごみの量に、資源ごみの種別に応じ、次に掲げる単価を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙類 1キログラム当たり3円
- (2) 金属類 1キログラム当たり2円
- (3) びん類 1本当たり1円

(交付金の交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする資源回収実施団体は、資源回収を実施した日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに三川町資源回収事業交付金（資源回収実施団体）交付申請書（様式第1号。以下「実施団体申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 資源回収量が確認できる書類（資源回収業者の発行する仕切書等）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 交付金の交付を受けようとする資源回収業者は、三川町資源回収事業交付金（資源回収業者）交付申請書（様式第2号。以下「回収業者申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付金の決定）

第6条 町長は、前条の実施団体申請書又は回収業者申請書の提出があったときは、すみやかに審査のうえ交付金の額を決定し、三川町資源回収事業交付金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付金の額を当月10日までに決定したものは、当月末までに交付するものとする。

（交付金の返還）

第8条 町長は、資源回収実施団体及び資源回収業者が偽りその他不正な行為により交付金の交付を受けたことが判明したときは、当該資源回収実施団体又は資源回収業者から当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程は、令和2年3月1日から31日までに実施された資源回収についても適用する。